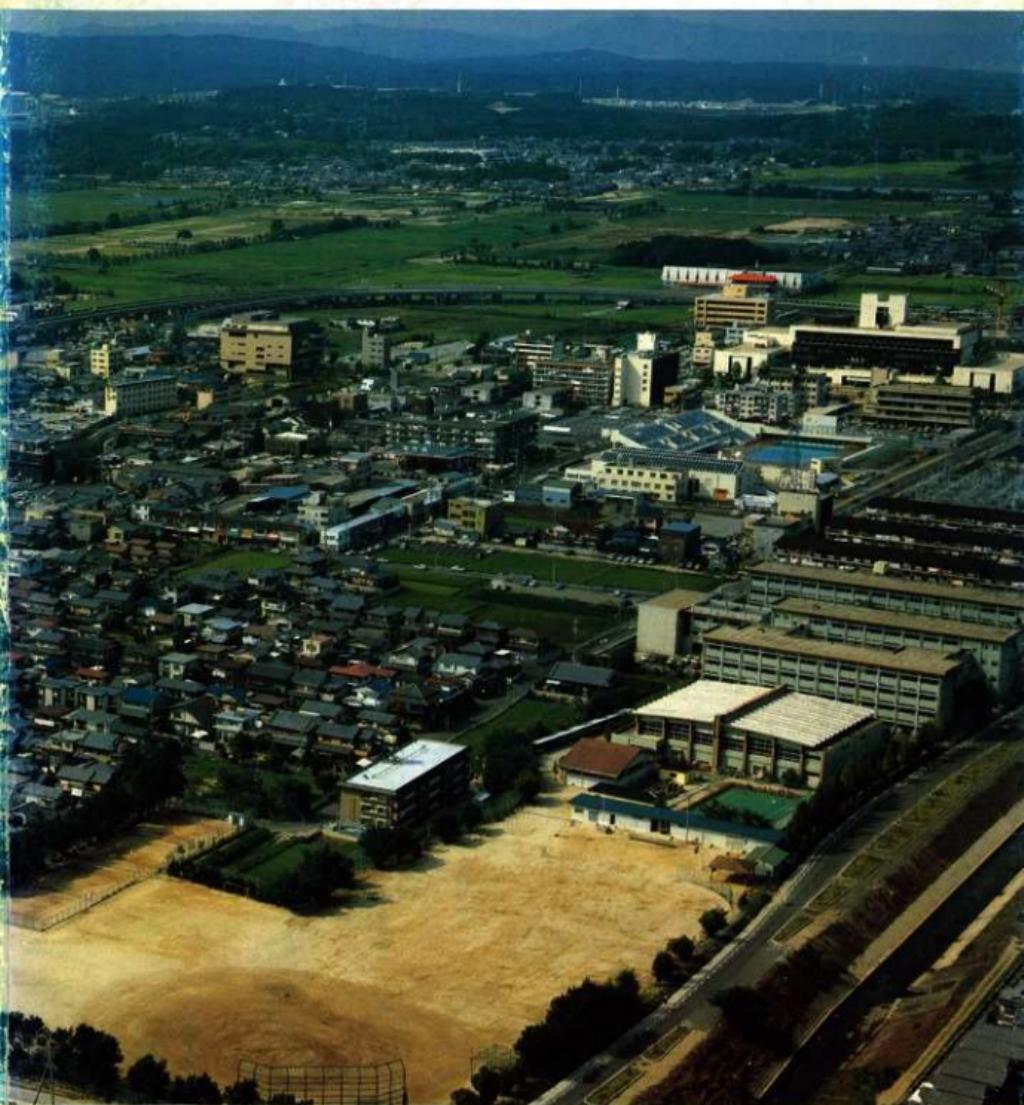


# 平城京左京四条二坊十五坪発掘報告

藤原仲麻呂 田村第推定地の調査



1985.3

奈良国立文化財研究所

平城宮

東院

表大路

御在所

明日第推定地

北  
西  
坊  
大  
路

佐  
川

## 序

古都奈良に押しよせる開発の波は、近年ますますその激しさを増し、地上の景観が変貌するとともに、地下に残された遺構も急速に失われつつある。こうした状況の中で、平城京内の発掘件数は急速に増加し、当研究所もその調査研究に追われている。

今回発掘調査をおこなった奈良市四条大路町一帯は、平城京左京四条二坊の東半部にある。この地は、奈良時代中頃に極位極官をきわめ一転して非業の最期を遂げた藤原仲麻呂の邸宅「田村第」の故地と推定されている。残念なことに、「田村第」推定地の南半部は、平城京の発掘調査体制が整う以前に大規模な住宅団地が進出したため、すでに調査不可能となっている。また北半部についても、奈良市役所・国道24号線バイパスに近いことから、新市街地としての開発が急速に進行しており、開発されつくすのは今や時間の問題である。今回の調査は、こうした状況の中で実施したものであり、「田村第」推定地の奈良時代の姿の一端がはじめて明らかとなった。

調査の成果と問題点は本書に詳しく述べているが、大規模な礎石建物のほか多くの建物や塀を検出し、左京四条二坊十五坪における土地利用状況の変遷について見通しを得ることができた。今回検出した遺構が「田村第」の一部を構成するのか否か決定するためにも、周辺地域における今後の調査の進展を強く望む次第である。

1985年3月

奈良国立文化財研究所長  
坪井清足

## 目 次

I 沿革	頁
1 田村第の位置	1
2 田村第と田村宮	6
3 左京四条二坊の現状	9
II 遺跡	
1 調査	11
2 遺構	13
III 遺物	
1 土器・土製品	22
2 瓦 塚	30
3 金属製品	33
IV まとめ	
1 条坊復原と占地	34
2 時期区分	36
3 京の宅地割と建物配置	41

## 図 版

表紙 田村第推定地の現状	PL. 6 碓石建物	PL. 12 挖立柱建物・塙
PL. 1 田村第推定地の現状	PL. 7 碓石建物	PL. 13 挖立柱塙・溝
PL. 2 調査地周辺航空写真	PL. 8 挖立柱建物・塙	PL. 14 造構出土須恵器
PL. 3 調査地周辺航空写真	PL. 9 建物・塙・柱穴	PL. 15 墨書き土器
PL. 4 第1次調査区全景	PL. 10 第2次調査区全景	PL. 16 軒丸瓦・軒平瓦
PL. 5 第1次調査区全景	PL. 11 挖立柱建物・塙	

## 挿 図

図	頁	頁	
fig. 1 調査地位置図	1	fig. 15 墨書き土器実測図	29
fig. 2 左京四条二坊十五坪位置図	1	fig. 16 軒丸瓦・軒平瓦拓本	31
fig. 3 田村第・仲麻呂関係木簡	5	fig. 17 鉈尾の規格	33
fig. 4 田村第推定地位置図	6	fig. 18 鉈尾実測図	33
fig. 5 長安城與唐宮位置図	7	fig. 19 十五坪の占地概念図	35
fig. 6 1887年の調査地周辺	8	fig. 20 A期造構配置図	36
fig. 7 1975年の調査地周辺	9	fig. 21 B期造構配置図	37
fig. 8 調査地周辺の地形と条坊	10	fig. 22 C期造構配置図	38
fig. 9 発掘区位置図	12	fig. 23 D期造構配置図	39
fig. 10 第1次調査区造構図・造構時期変遷図	16	fig. 24 E期造構配置図	40
fig. 11 第2次調査区造構図・造構時期変遷図	17	fig. 25 京の宅地割・建物配置	42
fig. 12 第1次調査・SK3043出土土器実測図	23		
fig. 13 SK3027出土土器実測図	25		
fig. 14 第2次調査出土土器・墨書き土器・土馬	27	見返 田村第推定地の現状	

## 表

tab. 1 離原京・離波京の宅地班給基準	5	tab. 3 建物・塙一覧表	21
tab. 2 令が規定する家令・資人の定員	5	tab. 4 十五坪復原座標	35

## 例　　言

- 1 本書は、奈良国立文化財研究所が奈良県教育委員会の委嘱を受けて、奈良市四条大路…丁目700番地、762番地で実施した発掘調査の報告である。
- 2 調査は、第1次・第2次の2回おこなった。第1次調査は分譲住宅の造成工事にともなう事前調査で、調査期間は1982年10月8日～11月9日、調査面積は約600m<sup>2</sup>である。第2次調査は賃貸用宿舎の建設にともなう事前調査で、調査期間は1984年5月22日～6月29日、調査面積は約750m<sup>2</sup>である。
- 3 調査は、当研究所平城宮跡発掘調査部が担当した。第1次調査は、金子裕之、立木修、岩永省三、宮本長二郎、内田昭人、清田啓樹が参加し、中川善大、田坂仁（三重県教育委員会）が補助した。第2次調査は、金子裕之、岩永省三、花谷浩、山崎信二、深澤芳樹、寺崎保広、館野和己、宮本長二郎が参加した。調査にあたっては三和建設株式会社、株式会社竹中工務店および奈良県教育委員会事務局の協力を得た。
- 4 本書の作成は、部長岡田英男の指導のもとに以下の者が担当し、執筆者全員の討議を経た。I-1 寺崎保広、I-2・III-3 金子裕之、I-3・II-1・IV 岩永省三、II-2 宮本長二郎・立木修・岩永、III-1 山崎信二、III-2 深澤芳樹
- 5 遺構・遺物の写真は佃幹雄、八幡扶桑が担当し、杉本和樹、中島和彦が協力した。
- 6 本書の編集は岩永省三が担当した。
- 7 本書の作成に当り、奈良市教育委員会より調査地周辺の航空写真的提供を受けた。また、fig. 8記載の字名は、櫛原考古学研究所発行『大和国条里復原図』から引用した。

# I 沿革

## 1 田村第の位置

平城京左京四条二坊の東半部は岸俊男氏の研究によつて、藤原仲麻呂の邸宅「田村第」に比定されている。<sup>1</sup>

仲麻呂は政争の激しかった奈良時代を代表する貴族の一人である。慶雲3年(706)に藤原武智麻呂の次男として生れ、藤原廣嗣の乱後に政界に登場した。孝謙天皇が即位した天平感宝元年(749)頃から、光明皇太后的後楯のもとに実権を握り、以後、紫微内相・太保(右大臣)・太師(左大臣)を歴任し、政界の首座に君臨した。しかしその後、光明皇太后的死・孝謙上皇との対立などから、反仲麻呂勢力との争いが表面化し、天平宝字8年(764)に反乱を起したが敗北し、非業の最後を遂げた。

仲麻呂の邸宅については、天平勝宝4年(752)4月の大仏開眼の日に孝謙天皇が仲麻呂の田村第に御薦した、と『続日本紀』にあるほか、しばしば「田村第」という名称が登場する。また天皇や皇子が一時期居留したためか「田村宮」という呼称もみえる。さらに仲麻呂失脚後の宝亀年間以降にも「田村旧宮」「田村後宮」とある。

田村第の所在地を左京四条二坊の九~十六坪とした岸氏の論提は次の通りである。

A. 田村川という地名がある。これは地籍図では、東が佐保川の旧堤防、西が菰川、北は三条大路にはさまれた地であり、平城京の条坊に載せると、ほぼ左京四条二坊の九・十・十五・十六の四坪を占める。

B. 「東大寺要録」卷六の長徳4年(998)の「諸国諸庄田地注文定」に東大寺領の一つとして次の記載がある。

平城田村地二町四段二百廿八歩

四条二坊十二坪一町二段百廿四歩

五条二坊九坪一町二段百廿四歩

ここでは左右京のいずれとも記していないが、左京とすればAの「田村川」に近接した場所を「田村地」と呼んでいたことになる。

C. 「延喜二年十二月廿八日太政官符案」(⑩)にも東大



Fig. 1 調査地位置図  
1885年測量、1898年修正発行  
仮説 2万分の1地形図を使用

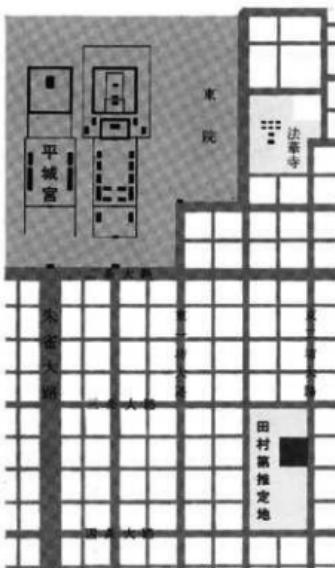


Fig. 2 左京四条二坊十五坪位置図

寺領「田村所」の位置を記す。これは『東大寺要録』の記載と一致し、さらに詳しい。

一同京田村所 地武坊

一坊左京四条二坊地一町二段百廿四歩

四五 東は小道を限る 南は大道並びに同寺園を限る  
四五 西は小道を限る 北は小道並びに田村宮を限る

一坊同京五条二坊地一町二段百廿四歩

四五 東は小道を限る 北は大道並びに同寺官宅を限る

つまり、東大寺領「田村所」の北に接する左京四条二坊「一坪」に「田村宮」があった。また十二坪を「宮宅」とも書いているので、田村宮は十一・十二両坪に及んでいたと推定できる。この地が東大寺に施入されたのは、同じ文書に並記する左京五条六坊の地と同じ時と考えられるが、五条六坊の地は他に関連史料があり、聖武太上天皇崩御の直後にあたる天平勝宝8歳(756)5月25日に施入されたことがわかる。

D. 宝亀8年(777)9月に死去した藤原良繼の薨伝(◎)には、仲麻呂の邸宅が「楊梅宮」の南に位置するとある。楊梅宮は法華寺西南方の楊梅天神付近と推定できるから、楊梅宮と田村の地とは左京三条二坊の地をへだててちょうど南北の位置関係となる。

このうち、A・B・Dはすでに足立康氏が指摘していたが、Cを新たに加えたことで岸説は有力な説となつた。しかし問題点も存するので、次にあげよう。

a. 左京四条二坊の九・十・十五・十六の四坪を田村第の範囲に入れるのは、直接的には地籍図にみえる字名「田村川」からの推定である。b. 『東大寺要録』・『延喜2年官符案』ともに「田村地」「田村所」の範囲として五条二坊九坪を含めるが、岸氏はこの坪を特に説明せずに田村第から除外した。c. 年代の推移とともに田村第の範囲がどのように変化したかという点を論述していない。d. 田村第と田村宮との関係が明確でない。

田村第関係史料(抄)

『万葉集』

①天平勝宝2年~4年(750~752)頃

大納言藤原の家にして入居使等に餞する妻の日の

歌一首(即ち主の贈贈れり)

天雲の去き還りなむもの故に思ひそわがする

別れ悲しみ

(巻19、4242)

『続日本紀』

②天平勝宝4年(752)4月9日

種倉郡大仏像なりて、始めて開眼す。……是の夕天皇、大納言藤原朝臣仲麻呂の田村第に遷御し、以て御在所となす。

③天平寶宇元年(757)4月4日

(大炊王立太子)……是より先、大納言仲麻呂、

大炊王を招きて田村第に居しむ。是の日、内舎人

藤原朝臣藤原、中衛廿人を遣して、大炊王を迎へ、立てて立太子となす。

④天平宝宇元年(757)5月4日

天皇、田村宮に移御す。大宮を改修せんが為なり。

⑤天平宝宇元年(757)6月28日

……是は田村記に見なり。是に至りて、從四位上山背正また告ぐ。橘奈良麻呂、兵器を備て田村宮を囲むことを謀る。

⑥天平宝宇元年(757)7月2日

是の日の夕、中衛舎人從八位上上道臣斐太郎、内相に告げて云く……斐太郎また問ひて云く、衆の謀る所は若為とするやと、東人答て云く、謀る所は二あり、一は精兵四百を駆車して田村宮を囲まむとす。……

⑦天平宝宇元年(757)7月4日

以上のうち、ここでは c と d について若干検討してみよう。

c については、「田村地」が天平勝宝 8 歳に東大寺に施入されたという点を認めれば、以後の田村第はそこを除外して考える必要が生じる。そこで岸氏は天平勝宝 8 歳以前のこととして、田村第を左京四条二坊の東半分と推定したのであるが、八町という広さが当時大納言にすぎなかつた仲麻呂の邸宅としてふさわしい広さなのかどうか。また彼が極官に登りつめた天平宝字末年にその一角が田村第でなくなっていることが宅地の縮小を意味するのか、といった疑問が生じる。平城京における宅地班給の基準や、位階の昇進に伴う宅地の変化等については十分には明らかになっていないが、田村第についても岸氏の推定地を中心しながら、その範囲が変動した可能性を考慮する必要があろう。

d については、「田村宮」という表記は 2 つの史料にある。その 1 は『統紀』で、天平宝字元年(757) 条にのみある(④~⑤)。もう 1 例はさきにあげた『延喜 2 年太政官符案』である。岸氏は前者については大炊王が立太子後も田村第に居住していたので「宮」と呼ばれ、後者については天平勝宝 8 歳以前のことであるから孝謙天皇が一時移御したため、とされる。しかし、立太子が田村第に居つづけたという点は問題が残る。たしかに大炊王は立太子以前に田村第に住んでおり、立太子後の天平宝字元年 7 月にもそこにいたことは間違いないが、同年 4 月 4 日条(③)及び淳仁即位前紀(⑧)によれば、彼は立太子の際に田村第より「迎え」られて立太子となつたのであり、その段階で宮内に入ったとも考えられる。元年 7 月に田村第に居たことは、立太子の儀式のみ宮中で行い、再び田村第に戻ったと考えなくとも、5 月 4 日に大宮改修のために天皇と共に居を移していたと解すればよい。田村宮に関しては、天平勝宝 4 年 4 月条(②)に天皇の「遷御」があり「御在所」になったこと、及び宝字元年 5 月条(④)にも「移御」とみえることに注目したい。これらは一時的に立寄る行幸とは区別され、ある一定の期間そこに天皇が居留したこと

- として、更に中納言藤原朝臣永手等を遣して、東  
人等を窮問せしむ。歎して云く。……橘奈良麻呂、<sup>⑩</sup>天平宝字 4 年(760)正月 2 日  
大伴古麻呂、多治比禮養……誓ひて云く。将に七  
月二日の闇頭を以て兵を発し、内相宅を開み殺劫  
し、即ち大殿を囲み立太子を退けむ。次に立太子  
宮を傾け鉤罫を取り、即ち右大臣を召して將に号  
令せしめむ。……また角足逆軸と謀て、田村宮の  
説を造て、指し授けて道に入る。  
⑧天平宝字 2 年(758)8 月 1 日(淳仁天皇即位前紀)  
……是より先、大納言藤原仲麻呂、大炊王に妻す  
るに亡男真從が婦、東田諸姫を以てし、私第に居  
せしむ。四月四日乙巳、遂に大炊王を仲麻呂が田  
村第より退て立て、立太子と為す。時に年廿五。  
⑨天平宝字 3 年(759)正月 27 日  
太保藤原惠美朝臣押勝、客を田村宮に宴す。勅  
して内裏の女樂并びに緋・万屯を賜ふ。  
太保の氣に幸す。節部省の絹綿を以て、五位已  
上及び從官半典已上に賜ふこと各の差あり。  
⑩天平宝字 4 年(760)正月 5 日  
是の日、高野天皇及び帝、太師の氣に幸す。……  
⑪天平宝字 7 年(763)2 月 4 日  
太師藤原惠美朝臣押勝、寝を高麗の客に設く。詔  
し、使を遣して、聽ふに色々の格衣用器を以てす。  
⑫天平宝字 7 年(763)3 月 26 日  
田村の旧室に置酒す。群臣膳を奉て、弁を上る。  
⑬宝亀 6 年(775)3 月 1 日  
田村の旧室に置酒す。衆を賜ふこと差あり。  
⑭宝亀 8 年(777)3 月 1 日  
田村の旧室に置酒す。衆を賜ふこと差あり。  
⑮宝亀 8 年(777)9 月 18 日  
内大臣從一位蘇我等藤原朝臣良綱薨す。……太保

示すと考える。そうすると、田村第は皇太子大炊王の宮ではなく、二度にわたり天皇の仮住いの場となつたがゆえに「田村宮」と呼ばれたという解釈が可能となる。但し、この考えは複雑な成立事情をもつ『続紀』でも特に問題とされている天平宝字元年の卷にのみ、「田村宮」の表記があるという史料上の問題もあり、今後の検討課題としておく。

以上、細かい点で問題はあるが、大枠としての岸説は承認しうるので、左京四条二坊の東半部が田村第の有力な候補地であることは動かない。そこで次に、仲麻呂の邸宅の中にどのような施設・組織が存在し、何が行われていたのかを考えよう。

まず仲麻呂家の家政機関についてみよう。律令国家は、家令・資人などの人々を官職に応じ公的に充当していた（tab. 2）。仲麻呂の場合、正三位大納言であった天平勝宝元年（749）に家令3人・資人180人が与えられ、晩年の天平宝字6年（762）には位分資人100人・職分資人300人・常刀資人100人の計500人と家令6人の大所帯になっており、家令・資人以外の私的な従者も含めれば田村第の中には相当な数の人々がいたはずである。

田村第には、仲麻呂とその家族が起居する家屋のはかに、家令や資人らの勤務する場や厨・倉・雜舎などが当然あったであろう。むしろ注意すべき点は、田村第が一時期「天皇の宮」となつたのであるから、それ相応の建物があった事であろう。事実、『続紀』には「内相宅」とは別に「大殿」なる建物の存在が記され、また藤原良雄の墓碑の記載が事実とすれば、東西に楼をかまえ、南面の門は櫓となっていたことになる。『當緒令』の規定には「私の第宅は皆な樓閣を起て、人家を臨視することを得ざれ」とあるので、これらの樓閣は、一般の貴族の邸宅にはない田村第特有の施設と考えられ重要である。

また、田村第では、何度か宴を設けていた（①⑨⑫）。特に⑨⑫については国家の外交としての宴と考えられ、詔勅により天皇から下賜があるなど、公的な色彩が強いといえる。したがって、こうした公的な宴を設ける殿舎や庭園も存在したであろう。その他には写経

押勝、宅を楊柳宮の南に起し、東西に樓を構へ、<sup>⑪</sup>『延喜二年十二月廿八日太政官符案』

高く内裏に臨む。南面の門、便ち以て櫓となし、<sup>⑫</sup>太政官符 大和國司

人士目を擱めて情不臣の儀あり。<sup>⑬</sup>應令東大寺領掌園地事 在御上都

⑭延暦元年（782）11月19日  
田村の後宮の今木大神を從四位上に叙す。<sup>⑮</sup>一平城在京五条六坊 萩木寺以東

⑯延暦3年（784）閏9月17日  
天皇、右大臣の田村第に幸して宴飲す。……<sup>⑰</sup>地四坊 坊別一町二段百廿四步  
東限道 西限小道葛木寺  
西至 南限大道 北限小道并火安寺道

⑲正倉院文書  
一同京田村第

⑳換仲麻呂田村家物使請経文  
候仲麻呂田村家物使  
合経三百五十八卷  
右、依大臣押勝今月六日宣、贈散位正八  
位上上主村馬養、令奉請於東大寺如件、  
天平神護元年五月九日  
内賢從八位上兼七等草屋倉人鳴膳  
一坊左京四条二坊地一町二段百廿四步  
東限小道 南限大道并同寺園  
西至 西限小道 北限小道并田村第  
一坊同京五条二坊地一町二段百廿四步  
西至 東限小道 北限大道并同寺園  
右、得彼寺難俗、件園地等是、勝宝感神聖武皇  
寄供養三宝料、永限日月所被施入也、（以下略）

事業がある。正倉院には仲麻呂家が造東大寺司に対して、写経のための經典を借り受けた際の文書が多数存在する。時期は天平勝宝元年頃からみられ、仲麻呂役後の天平神護元年(765)には「檢仲麻呂田村家物使」なる使者がつかわされ300巻余の經典を探し出しているから、継続的に写経を行っていた。

仲麻呂の乱以後の史料(13~17)には、宝亀6年(775)3月と同8年3月に「田村の旧宮に置酒」とある。反乱後に仲麻呂の邸宅が没官になったかどうか確認できないが、少くともその一部は「田村旧宮」として存続し、宴を設けることができたのであろう。延暦元年(782)には「田村後宮」とあるが、同3年には「右大臣の田村第」という表記になる。この時の右大臣は仲麻呂の弟・乙麻呂の子で藤原是公である。是公が仲麻呂の甥であることや、その邸宅でも田村旧宮と同様に天皇が行幸して宴を設けていること等からみて、仲麻呂の田村第<sup>1</sup>田村旧宮・後宮<sup>2</sup>は是公の田村第は一連のものと考えてよからう。

平城宮の東南隅を南流する南北溝から「田村家□人等□食合四升□〔許曾鑄り〕藤原□〔萬之〕井萬万口」という木簡が出土しているが、遺構の年代から考えて光仁朝以後のものと推定され、「□人」を「資人」と考えると、この田村家は是公家の可能性が高い。ほかに田村第・仲麻呂関係の木簡を補足すれば、小型の付札に「田村」と記したもの、仲麻呂の乱後の措置をうかがわせる「□依仲麻呂支僕除□」という削削<sup>3</sup>2点などが、平城宮内から出土している(fig. 3)。

1 岸俊男「藤原仲麻呂の田村第」『続日本紀研究』3の6 1956 のち「日本古代政治史研究」に再掲。

2 足立康「田村宮と椎梅宮」『史蹟名勝天念記念物』12の11 1937

3 この移御の原因になった大官改作を、八木充氏は、聖武の死纏を避けるためと解されている。なお、氏は皇太子大炊王が田村第に居住したとの立場をとる。八木充「古代日本の都」(講談社現代新書)1974

4 井上蔵「続日本紀」「国史大系書目解説」上 1971

5 奈良国立文化財研究所「平城宮木簡」3 1981 3534号

6 奈良国立文化財研究所「平城宮木簡」2 1975 2589号

7 奈良国立文化財研究所「平城宮発掘調査出土木簡概報」4 1967

藤原京の宅地		難波京の宅地	
從二位	4町		
從四位下以上	2町	三位以上	1町以下
正五位上以上	1町	五位以上	½町以下
正六位上以下	1町~½町	六位以上	¼町以下

tab. 1 藤原京・難波京の宅地班給基準

.	家令	位分資人	職分資人
一位	6	100	太政大臣 300
二位	4	80	左・右大臣 200
正三位	3	60	大納言 100
從三位	2	60	
正四位		40	
從四位		35	
正五位		25	
從五位		20	

tab. 2 令が規定する家令・資人の定員



fig. 3 田村第・藤原仲麻呂関係木簡

## 2 田村第と田村宮

先に見た藤原良繼の薨傳は、楊梅宮南の東西樓と南面の櫓を述べた後に、「人士目をそばめて梢不臣の讒あり」と語っている。『營繕令』には「凡そ、私の第宅は皆な樓閣を起て、人家を臨視することを得ざれ」(私第宅条)とあり、先の記事は、樓閣が本来、臣下の起てうる建物でないこと、さらに内裏を臨視したことをあげついで、仲麻呂の身をわきまえぬ行いを非難しているのである。この記事は、彼の処刑後に編纂されたもので、生前、彼に非難が集中したかどうかは明らかでない。しかしこの藤原良繼を含め、二度も反仲麻呂クーデターが発覚したことを見れば、當時も秘かに非難はされていたのであろう。ではなぜ、仲麻呂は田村第に、臣下の城を超える建物を営んだのであろうか。一般には並ぶことのない権勢の故と説くことが多い。しかし、権勢は野望を正当化する要件ではあっても目的ではなく、仲麻呂の行動に対する根本的な答とはなっていない。仲麻呂は彼なりの理念に基いて行動しているのであり、この問題を解く鍵のひとつは田村第関係の記事に隠されていると考える。「田村第」の名は天平勝宝4年(752)4月9日の大仏開眼の夕に、聖武帝を迎えた記事が初見で、奈良末まで4回見える。この「田村第」とともに「田村宮」の名も現れるが、両者は使いわけられているように思う。「田村宮」は、同處に居住していた女婿の大炊王(のちの淳仁帝)が立太子した天平宝字元年(757)4月4日以降の記事に現れ、即位後は平城宮に移ったためか見えず、廢帝後の宝亀6年・8年に至って「田村旧(故)宮」として見える(史料)。つまり「田村宮」の名は、皇太子大炊王に関連して現われるのだから、前節にみた問題はあるが、ここでは「田村宮」即ち皇太子の宮とみなして、先に進もう。「田村第」と「田村宮」の関係について、岸説は「延喜二年太政官符案」

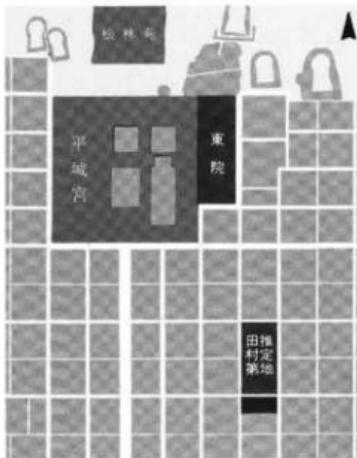


fig. 4 田村第推定地位置図

などから、「田村第」の一画に「田村宮」を想定されている。たしかに、天平宝字元年(757)7月に発覚した橘奈良麻呂事件の青写真では、奈良麻呂等は「内相宅を囲み」仲麻呂を殺害したのち、「大殿を囲んで皇太子を退けむ」とした(『続紀』)とあり、仲麻呂と皇太子の居住空間は別ブロックにあったようだ。この叛乱事件は「皇子及内相」を殺さんとしたものであるにも拘らず、それを伝える記事は「田村宮」で統一されており、さらに「田村宮之図」という表現もみえる。従ってこの「田村宮」は「田村第」全体を指す語とみななければなるまい。つまり皇太子が實際上占有していた空間は「田村第」の一部であるが——これは宮でも宅地でも構造上当然のこ

とである——彼が居住した当時「田村第」は「田村宮」と同義に解されていたのであろう。「田村宮」が皇太子の宮であるなら、「東西に樓を構え、南面の門を構となす」ことは、特に怪しむことではないと思うのである。

問題を解くもうひとつの鍵は、仲麻呂の唐制模倣の姿勢にあるのではないか。藤原仲麻呂の諸政策の多くに、唐制模倣が表われていることは、先学の説くところである。たとえば、従来、二字であった年号を天平神護・天平宝字といった4字年号としたこと、太政官を乾政官、紫微中台（坤宮官）などに改めた官号改正（宝字2年8月）、常平倉・平准署の設置（宝字3年5月）、など、唐の則天武后や玄宗皇帝の施策に先例を求める政策が少くない。地上のモニュメントにおいても同じ嗜好が發揮されたらしい。8世紀中葉、平城宮第一次大殿殿地区に、唐長安城の大明宮麟德殿を模した巨大な殿舎が成立するが、これを仲麻呂の主導によることとする解釈も最近提示されている<sup>3</sup>。

唐長安城には、この大明宮のほかに、太極宮と興慶宮があった（fig. 5）。これらはその位置関係から、西内（太極宮）、東内（大明宮）、南内（興慶宮）と呼ばれた。興慶宮は玄宗皇帝の営んだ宮城で、長安宮の東南の方向にあり、東は京城の東外郭城に接している。もと隆慶坊（里）と呼ばれたところで、皇太子玄宗が他の王子とともに住んだので五王子宅と呼ばれた。開元2年（714）7月29日玄宗の即位とともに、ここを宮城とし、名も興慶宮と改めた（『唐会要』卷30）。名を改めたのは、玄宗の名（隆基）を避けたためだという。『大唐六典』卷30では、開元の初め、離宮にされたとある。開元14年（726）には、隣接する永嘉坊（北）と勝業坊（西）の半ばを取り入れ、興慶宮を拡張。朝堂を作り、大明宮から東の夾城の複道を通り、通化門のところから宮に通するようにした。開元16年（728）正月3日、玄宗は興慶宮で政治をとることとなり、同24年（736）12月3日、東市との東北角と道政坊の西北隅を削って再度興慶宮を拡張（『唐会要』卷30）した。『唐会要』にはこの後も4回の改修記事が見える。

興慶宮には、龍池と呼ぶ大きな池を中心に、樓や多くの殿舎・門があった。（『唐開京條坊歴』）。興慶宮の図は数葉が伝えられており、ごく一部の発掘だがその結果比較的状況に合うとされた「陝西通志」の図をみると、宮城内は小城によって9ブロックに分けられている。興慶宮で特に重要なのは、その規模や使われ方からみて、花萼相輝樓と勤政務本樓で、前者は宮城西南に、後者はその南に開元8年（720）に營まれた。花萼相輝樓の名は

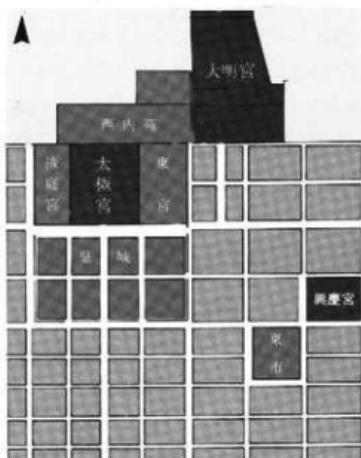


fig. 5 長安城興慶宮位置図

『詩經』の一節からとられたもので、玄宗と4人の王たちの兄弟愛の象徴。勤政殿本樓は政治に勤しむ意図で作られ名づけられ、玄宗はここで政務をみ、公式行事や宴會も行った。二つの樓は街路に直面し、玄宗が直接民衆にこたえることができたといふ。

仲麻呂が、大炊王を私第に住まわせ、立太子後も引き継ぎ居住させたこと、それが「宮」と呼ばれたこと、東西の櫻と櫓を構えたこと、などは、この玄宗と興慶宮の故事を意識しているのではなかろうか。玄宗と興慶宮に関する知識は、遣唐使によって時を経ずにもたらされたことだろう。遣唐使は、彼の在世中に4度あり、政府の要職に就いてからでも天平5年(733)4月の多治比広成、天平勝宝4年(752)閏3月の藤原清河、天平宝字3年(759)2月の高元度の3回を数える。ことに天平勝宝4年の第10回遣使には彼自身の子息(嗣雄)が留学生として一向に加わっている。それ故、後は唐土に関する情報を詳細に知ることができた筈であるし、彼の施策の一部が玄宗皇帝のそれと共通することは、すでに指摘されたことである。

仲麻呂が田村第を、唐の興慶宮になぞらえたとすると、田村第が岸説で8町と、他の大臣の宅地の倍を占める理由も解釈できよう。先に指摘したように、岸説では『延喜二年太政官符案』にみえる東大寺領のうち、四条大路以南の地を、何故か、田村第推定地から除外されたが、仮にこれらも田村第に含まれるとすると、田村第の範囲は10町となる。これは、平城宮の東宮の在所とされる「東院地区」の面積12町に近い面積である。こうした点を考えてみると、田村第の位置が左京四条二坊と、平城宮の東南方向にあることも、單なる偶然と、片づけることもできないのではないか (fig. 4)。仲麻呂の私第がもともと同所にあったのか、別の場所から移ってきたのか明らかではないが、この問題も上に述べた観点から再検討することも必要であろう。

なお、「田村第」の田村は、仲麻呂家を指す「田村記」、「田村家」としても見える。岸説では孝謙女帝の天平勝宝4年4月の大仏開眼会の夕、田村第での作歌と推定される歌



fig. 6 1887年の調査地周辺

に「この里」(巻19、4268)とあって「田村里」と呼ばれたこと、同じく『万葉集』の「大伴田村家大娘贈妹坂上大娘謡四首」の左注や、「新撰姓氏録」左京皇別下吉田連条にも「田村里」とあることをあげ、平城遷都前の地名に由来するとされている。或はこのことも先にみた、興慶宮の前身が「隆慶里(坊)」と呼ばれた故事と、何らかの関連があるのかも知れない。

- 岸俊男「藤原仲麻呂」1969
  - 奈良国立文化財研究所「平城宮発掘調査報告」1983
  - 馬得志「唐長安興慶宮発掘記」『考古』1959年10期
  - 平岡式夫「唐代の長安と洛陽」1956

### 3 左京四条二坊の現状

田村第推定地である平城京左京四条二坊の東半部および左京五条二坊の東半北辺部は、奈良市四条大路1丁目、字名では田村川・壱木木・一本木にある。この地は奈良盆地中央部を南流する佐保川および<sup>註1</sup>滋川にはさまれた沖積地である。坪の東辺部は佐保川の旧堤防で一段高くなってしまい、そこから西へ緩く傾斜する地形である。

この地は、1887年測量の陸地測量部假製2万分の1地形図（fig. 6）では、十四坪の東北部に溜池（一本木池）があるほかは全域が水田である。同じく1908年地形図でも情況は変わらないが、左京五条二坊十五・十六坪には大きな溜池（大池）が作られている。平城京地域の開発は1960年代中頃から急速に進み、從来の農地が割々と住宅や工場に変化していくが当地もその例にもれない。1962年の空中写真による奈良国立文化財研究所1000分の1地形図（fig. 8）では、九坪の東北部に家屋が出現している程度であり、条坊地割の痕跡をよく留めていた。しかし、1970年測量の奈良市都市計画図では、三条通り（旧平城京三条大路）に面した九・十坪に家屋が増えはじめ、十一～十四坪および十坪・十五坪の南半部が休耕田化している。この休耕田部分は田村第推定地の60%を占めるが、間もなく民間の建設会社に売却され、その後数年間でまったく未調査のまま巨大な住宅団地と化してしまった。ほぼ同時期に大池と滋川の間も同様の運命をたどった。1973年には東二坊大路および左京四条三坊の西辺部に相当する部分が、移転してきた奈良市立三笠中学校の敷地によりこまれ、同年には左京四条二坊の西端部に国道24号線バイパスが開通する。1975年測量の国土地理院発行2万5千分の1地形図（fig. 7）を奈良市都市計画図と比較すれば、この間の変貌が明らかである。その後は国道24号線バイパス沿いに開発が進行し、左京四条二坊の西半部にも中小事務所建築や住宅などが建ち並びつつある（PL. 3）。

このように、田村第推定地の大半はすでに開発されており、水田・畑ないし更地の状態で残っている部分はごくわずかである。田村第推定地の南半部では、わずかに四条二坊十三坪の東辺部のみが三笠中学校の校庭に取り込まれて宅地化をまぬがれているにすぎず、左京五条二坊九・十六坪まで推定地に含めるとしても、十六坪の北辺部以外は宅地と大池が占めている。田村第推定地の北半部では、十坪の東北隅部・十五坪の北半部・十六坪の南半部と西北部が未開発地で残っており、南半部ほど壊滅的ではないが、開発されつくすのは時間の問題であろう（PL. 3）。

◀ fig. 6は、1887年測量、1889年製図の陸地測量部假製2万分の1地形図の一部を使用した。

▶ fig. 7は、国土地理院1975年作成2万5千分の1地形図の一部を使用した。



fig. 7 1975年の調査地周辺

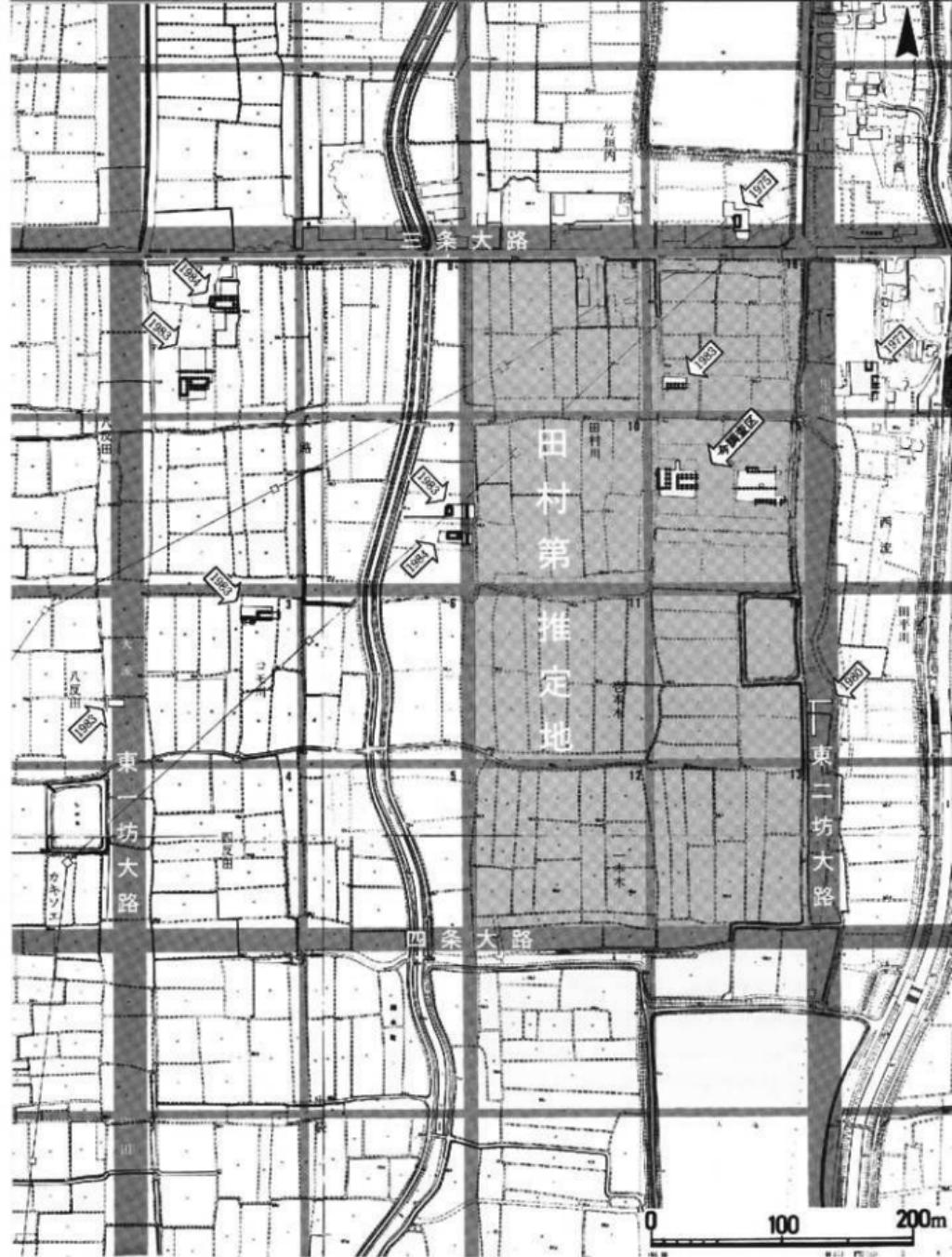


fig. 8 調査地周辺の地形と条坊 1:4,000

奈文耕作製1/1,000地形図「北新」「田村」「柏木」「八島田」を使用。

地形地物は、1962年12月当時。小字名は「大和国条里復原図」No.20による。

## II 遺 跡

### 1 調 査

調査地周辺の遺跡 調査対象地は奈良市四条大路1丁目760番地および762番地に所在する水田である。国鉄奈良駅より三条通り（旧平城京三条大路）を約1.2km西に向い、佐保川を越えた所にある関西電力奈良変電所の西南方約200mに位置する。当地は平城京左京四条二坊十五坪の北半部にあたる。本坊の北隣りの左京三条二坊は、平城京内でもっと多くの発掘調査が行なわれた坊であり、坊内の様子がかなり明らかになっているのに対し、本坊での既往の調査はわずかである。しかし、先に述べたように本坊が開発の波にいまだ洗われずに奈良時代の遺構が良好な状況で残っているわけでは決してない。

これまで左京四条二坊では一・三・七・十六の4坪で6件の発掘調査がおこなわれている（fig. 8）。一坪では、当研究所が1983・84年に調査を実施し、北半中央部と西南部の様子を明らかにした。奈良時代前半には小規模な建物が散在するのみであるが、奈良時代の中頃には1坪を占める宅地が確実に成立し、坪の北半中央部に大規模な東西棟の正殿を置き、西南部にもL字形に建物を配す。奈良時代後半には正殿を同位置で建て替え前殿を設け、西南部の建物を撤去し八角形の井戸と堀を設ける。奈良時代後半の遺構については、天智天皇の曾孫で造東寺大寺司長官をも務めた市原主の邸宅である可能性が指摘されている。また、平城京の邸宅で使用した軒瓦の組合せが2組明らかとなった。三坪では当研究所が1983年にその東北部を調査した。<sup>2</sup> 建物配置には4時期の変遷が認められ、奈良時代の中頃から後半にかけて少なくとも三坪の東北4分の1町を占める宅地が成立する。七坪では、奈良市教育委員会が1983・84年に東南部と東半中央部を調査し、東二坊間路の路面と西側溝、七坪の東限を画す施設、坪内の小建物などを検査した。<sup>3</sup> 十六坪では奈良市教育委員会が<sup>4</sup> 1983年に西南部を調査し、掘立柱建物5棟などを検出した。

左京四条二坊の周辺部では4箇所の調査例がある。左京四条一坊十四坪では当研究所が1983年に東辺部を調査し、東一坊大路西側溝の位置を踏襲した中世の溝を検出した。<sup>5</sup> 左京三条二坊十三坪では櫛原考古学研究所が1975年に南端中央部を調査し、三条大路路面・北側溝・坪内の建物・堀などを検出した。<sup>6</sup> 左京四条三坊一坪では当研究所が1977年に西南部を調査し、坪内の建物を検出したが、東二坊大路東側溝は佐保川の氾濫で破壊され検出できなかった。また、東二坊大路の路面については、左京四条二坊十四坪と同四条三坊三坪との間の位置で当研究所が1980年に調査した。

- 1 奈良國立文化財研究所『平城京左京四条二坊一坪発掘調査報告』1984
- 2 奈良國立文化財研究所『昭和57年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』1983 P.49-50
- 3 奈良市教育委員会『奈良市埋蔵文化財調査報告書 昭和58年度』1984 P.28-39 P.40-41
- 4 奈良國立文化財研究所『昭和58年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』1984 P.44
- 5 奈良県立櫛原考古学研究所『平城京左京三条二坊十三坪』1975
- 6 奈良國立文化財研究所『昭和52年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』1978 P.25-26

**調査の経過** 第1次調査の対象地は奈良市四条大路1丁目760番地、第2次調査の対象地は同762番地に所在し、それぞれ平城京左京四条二坊十五坪の西北部南半と東北部南半にあたる。ともに調査前は休耕田であった。第1次調査は分譲住宅の造成工事にともなう事前調査として実施し、調査面積は約600m<sup>2</sup>、調査期間は1982年10月8日～11月9日である。南北42m・東西30mの敷地のはば中央に東西28m・南北21mの発掘区を設け、東西棟と南北棟の大規模な礎石建物を検出した。京内の宅地における礎石建物の検出は「宮跡庭園」の例に次ぐ。このうち東西棟建物の北側に建物がないか否かを調べるために、南北6.5m・東西3mの拡張区を設け精査したが、ここでは確認できなかった。第2次調査は賃貸用宿舎の建設にともなう事前調査として実施し、調査面積は約750m<sup>2</sup>、調査期間は1984年5月22日～6月29日である。調査対象地は第1次調査地の東で1枚(約30m)の水田を隔てる。第1次調査で検出した大規模建物と関連する遺構の存在が考えられたため、第1次調査区の真東に東西30m・南北24mの発掘区を設け、中小規模の掘立柱建物を多数検出した。また条坊関連遺構の存在を探るため発掘区の東南隅に東西7m・南北5mの張出部を設けたが確認できなかった。

**層位** 第1次調査地の現地表は標高約59.65mである。土層は、①旧水田耕土(厚さ0.25m)、②床土層(厚さ0.2～0.3m)、③灰色粘質土層(厚さ0.2～0.3m)、④茶褐色まじり灰色粘土層(厚さ0.1～0.2m)、⑤暗赤褐色粘質土層(厚さ0.1～0.2m)、⑥黄褐色ないし黄灰色粘土の地山の順で移行する。④⑤は調査区の一部にのみ分布し、奈良時代の遺構は⑤ないし⑥の上面で検出した。地山上面の標高は、調査区西端で58.70m、東端で58.90mである。第2次調査地の現地表は標高約59.80mである。土層は第1次調査地と基本的に同じで、地山上面の標高は58.90mである。

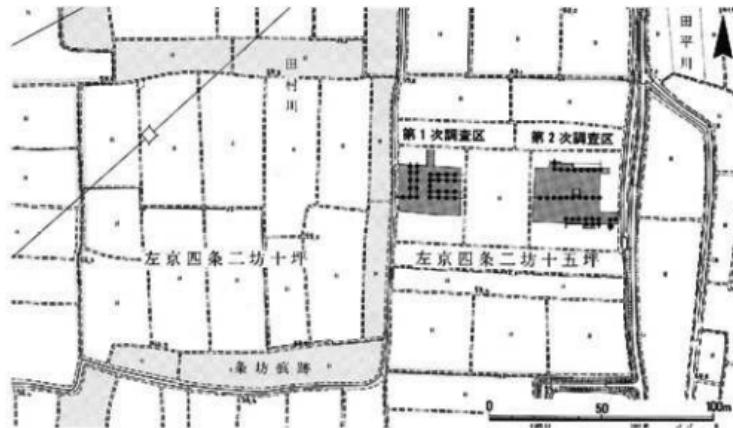


fig. 9 発掘区位置図(地名は小字名)

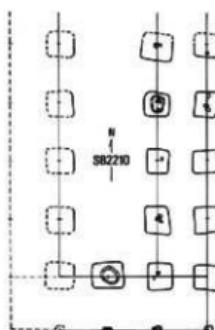
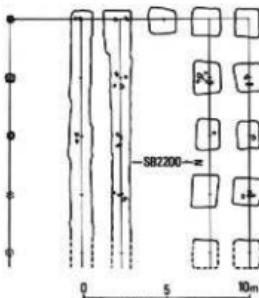
## 2 遺構 (PL. 4~13, fig. 10・11)

第1次調査区で検出した主要な遺構は、礎石建物2棟、掘立柱建物2棟、掘立柱塀3条、土壙6基、溝数条、第2次調査区で検出した主要な遺構は、掘立柱建物10棟、掘立柱塀5条、井戸1基、溝数条、土壙数基である。整理の都合上遺構に一連番号を付し、その前にS A・S B・S D・S E・S Kなど遺構の種類を示す記号を付けた。( )内に記した寸法は天平尺に換算した数値である。

### 第1次調査検出遺構 S B 2200~S K 2245

**礎石建物 S B 2200** 調査区東半部にある大規模な礎石建ち東西棟建物。桁行5間以上、梁行2間の身舎の南北二面に廂が取り付く。柱間は桁行3.6m(12尺)等間、梁行2.7m(9尺)等間、廂の出は2.4m(8尺)である。南側柱筋および入側柱筋は幅約1.3mの布掘地業をおこない、他の柱位置では1辺約1.5mの方形の壺掘地業をおこなう。現状の掘込みの深さは、遺構突出面から0.25~0.45mあり、内部は版築によってつき固める。版築層は灰色粘土と黄褐色粘土の互層で、1層の厚さは2.5~5cmで、掘込みの底面から0.2~0.4mの高さまで築土を積み上げ、その後に根固め石を置き礎石を据える。礎石はすべて抜取っており、抜取り痕跡には礎・瓦堺類を捨てている。築土中からは平城宮III(奈良時代中頃)の土器片が、南側柱筋の礎石抜取り痕跡からは軒平瓦6670Aが出土した。なお、この建物の南側柱列から4.5m(15尺)南に、建物と柱筋を揃える小柱穴列がある。これは縁ではなく廂と考えられ、出が大きいので床のない土廂であった可能性が大きい。この柱掘形には径0.4mの円形のものと、1辺0.5mの方形のものとがある。いずれも小さく、廂は仮設的なものであろう。S B 2200は重複関係からS D 2212・S B 2220・S A 2240より新しい。

**礎石建物 S B 2210** 調査区西半部にある大規模な礎石建ち南北棟建物。桁行5間以上、梁行2間の身舎に東廂が付く。西廂の存否は不明である。柱間は桁行3.6m(12尺)等間、梁行3m(10尺)等間、廂の出は3m(10尺)である。すべての柱位置に1辺約1.5mの方形の壺掘地業をおこなう。版築の方法や礎石の据付け方はS B 2200と同じである。礎石はすべて抜取っている。築土中および礎石抜取り痕跡から、平城宮IIIの土器が出土した。この建物の南妻から3.3m(11尺)の位置には、建物と柱筋を揃える小柱穴列があり、妻廂ないし広縁と考えられる。この柱穴の柱掘形は0.6m×0.5mの矩



形で、東端の柱穴には現存径約0.1mの腐朽した柱根が残り、他の柱穴には径約0.2mの柱痕跡がある。S B 2210は重複関係からみて S A 2215より古い。

S B 2200・S B 2210は、平城京の邸宅跡で検出した礎石建物の稀有の例であり、入念な基礎地業をおこなう点でも注目される。平城京における礎石建物の類例としては左京三条二坊六坪のS B 1540があり、掘立柱・礎石建ち混用の建物および掘立柱建物を礎石建ちに造り替えた建物は左京一条二坊十二坪の法華寺前身遺構にみられる。礎石建物の基礎地業には4種類がある。すなわち、①基壇の範囲全体におこなうもの、②柱筋に布振地業をおこなうもの、③柱位置に壺振地業をおこなうもの、④布振地業・壺振地業を併用するもの、である。藤原宮・平城宮において①～④それぞれの類例を求めるに、①には平城宮南面東門S B 9500・南面正門S B 1800・西面南門S B 1616・西面中門S B 3600・推定第一次朝堂院南門S B 9200・推定第一次大極殿院南門S B 7801・推定第二次大極殿院東外郭東樓S B 7700が、②には平城宮西方官衛S B 5300・東院地区S B 8480が、③には藤原宮北面中門S B 1900・平城宮南面西門S B 10200が、④には平城宮推定第一次朝堂院の東第一堂S B 8400・東第二堂S B 8550などがある。今回検出のS B 2200は④、S B 2210は③の類例である。

**溝S D 2201** 調査区東南部の南北溝。幅0.4m、深さ0.12mである。重複関係からみてS B 2230より新しく、S B 2200より古い。

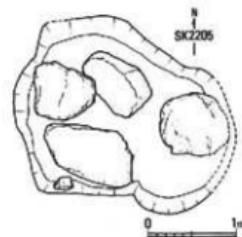
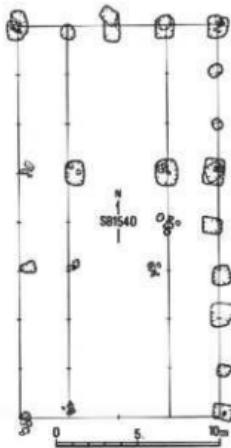
**土壌S K 2205** 調査区東南隅の土壌。長径2.6m、短径2.2m、深さ0.55mである。中に径0.8～1.2mの三笠山安山岩3個・溶結凝灰岩1個を落し込む。S B 2200ないしS B 2210の礎石であろうか。

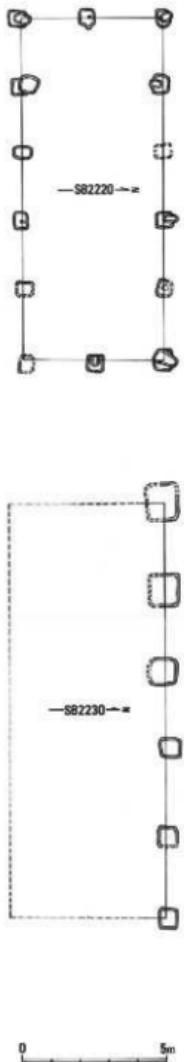
**土壌S K 2206** S K 2205の西南側の土壌。長径4.4m、短径2.8m、深さ0.12mである。埋土から和同開珎が12枚重なった情況で出土した。重複関係からみてS B 2230より新しく、S B 2205より古い。

**土壌S K 2211** 調査区南端中央部やや東寄りの不整形土壌。長径5m、短径2m、深さ0.1mである。重複関係からみてS A 2240・S D 2212より新しく、S B 2230より古い。

**溝S D 2212** 調査区中央やや東寄りの南北溝。幅0.3m、深さ8cmである。重複関係からみてS A 2240より新しく、S K 2211・S B 2200より古い。

**堀S A 2215** 調査区西部の掘立柱南北堀。柱間は2.4m(8尺)等間で7分間検出したが、さらに調査区外へ延びると考える。柱掘





形は $0.5\text{m} \times 0.4\text{m}$ 程の矩形で、南から1番目と4番目の柱穴には現存径約 $0.15\text{m}$ の腐朽した柱根が残るが、他は径約 $0.2\text{m}$ の柱痕跡のみである。重複関係からみてSB2210より新しい。

**建物SB2220** 調査区中央部の掘立柱東西棟建物。桁行5間、梁行2間で、柱間は桁行・梁行ともに $2.4\text{m}$ (8尺)等間である。柱掘形は1辺約 $0.6\text{m}$ の方形で、西妻中央の柱穴と南側柱列の東から3番目の柱穴には現存径約 $0.15\text{m}$ の腐朽した柱根が残存するが、他は柱を抜取る。重複関係からみてSB2200より古い。

**堀SA2225** 調査区西北隅の掘立柱南北堀。柱間は $2.1\text{m}$ (7尺)等間で2間分検出した。柱掘形は $0.7\text{m} \times 0.6\text{m}$ の矩形で、柱を抜取る。SB2210の棟通りにあるため、この建物と関連するものかもしれない。

**土壙SK2228** 調査区西北隅の不整形土壙で、深さ約 $8\text{cm}$ である。重複関係からみてSB2200・SA2225より古い。

**建物SB2230** 調査区南端の掘立柱東西棟建物。桁行5間で、北の側柱列だけを確認した。柱間は $2.95\text{m}$ (10尺)等間である。柱掘形は西の2個が大きく1辺約 $1.2\sim 1.4\text{m}$ あり、他は $0.8\text{m} \times 0.7\text{m}$ 程の矩形である。柱はすべて抜取る。重複関係からみてSK2211より新しくSD2201より古い。

**土壙SK2235** 調査区北辺中央の大土壙。方形で東西長 $3.3\text{m}$ 、南北長は不明である。井戸の可能性を考え遺構検出面より $2.3\text{m}$ 下まで掘り下げたが底に達せず、確認できなかった。

**堀SA2240** 調査区中央やや東寄りの掘立柱南北堀。柱間は $3\text{m}$ (10尺)等間で4間分検出したが、さらに南北に延びると考える。柱掘形は $0.9\text{m} \times 0.8\text{m}$ 程の矩形で、柱を抜取る。重複関係からみてSD2212・SK2211・SB2200より古い。

**足場SS2242** SB2210とともに軒先の足場である。SB2210の東側柱列から約 $2.3\text{m}$ (7.7尺)東に、 $3.2\text{m} \sim 3.9\text{m}$ 間隔で柱掘形が4個並ぶ。柱位置はSB2210の各柱間中央通りである。SS2242の位置からみてSB2210の軒の出は5尺~6尺程であろう。柱掘形は北から3個目のものが1辺約 $0.3\text{m}$ の方形であるが、他は径約 $0.3\text{m}$ の円形である。

**土壙SK2245** 調査区西端中央部の不整形土壙。深さは約 $0.17\text{m}$ である。重複関係からみてSB2200より古い。

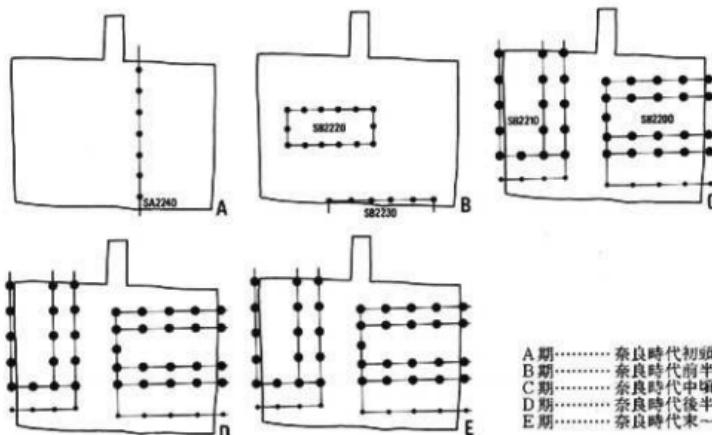
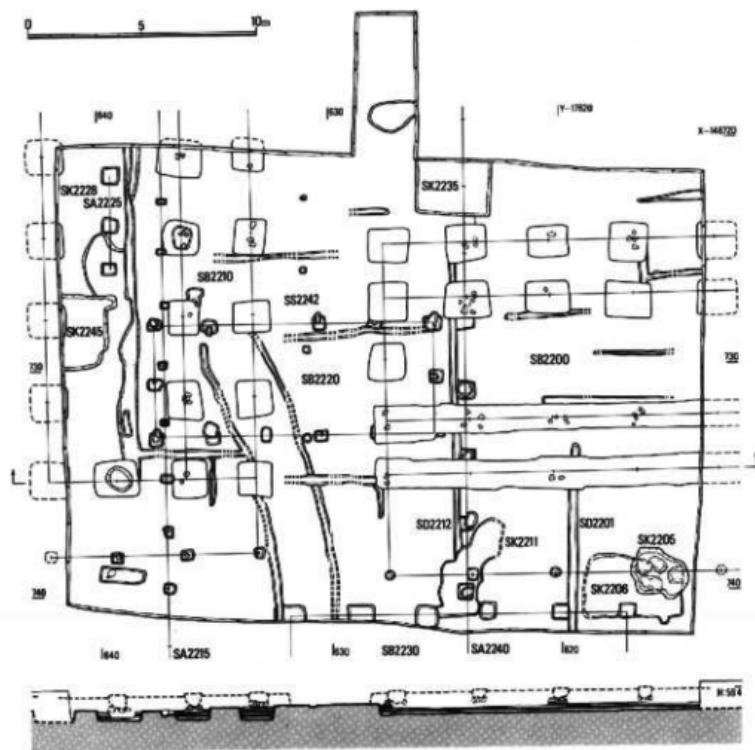


fig. 10 第1次調査区遺構図・遺構時期変遷図

A期.....奈良時代初頭  
 B期.....奈良時代前半  
 C期.....奈良時代後半  
 D期.....奈良時代後半  
 E期.....奈良時代末～

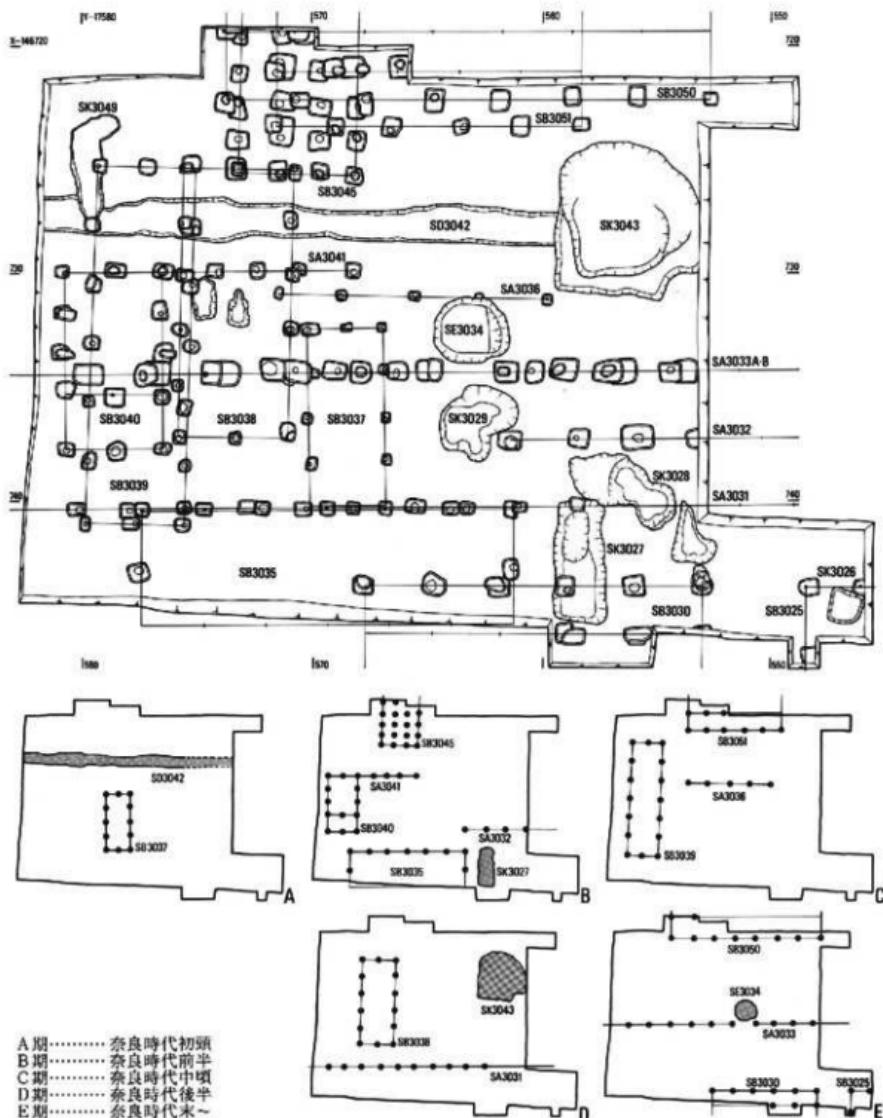
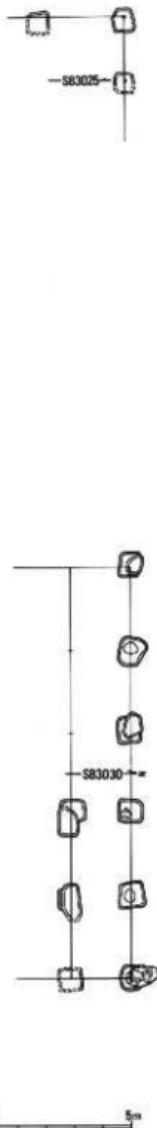


fig. 11 第2次調査区遺構図・遺構時期変遷図

## 第2次調査検出遺構 S B 3025～S B 3051



**建物 S B 3025** 調査区東南隅の掘立柱建物。建物の西北隅を検出したが、南北棟建物であろう。柱間は桁行3m(10尺)、梁行2.35m(8尺)である。柱掘形は0.9m×0.8m程の矩形で、妻柱の柱掘形には現存径0.1mの腐朽した柱根が残る。西北隅の柱掘形から軒平瓦6663Fが出土した。重複関係からみてS K 3026より新しい。

**土壇 S K 3026** S B 3025と重複する不整形土壇。南北長1.6m、東西長は不明である。埋土内から軒丸瓦6225E・6227Aのはか丸・平瓦が多数出土した。重複関係からみてS B 3025より古い。

**土壇 S K 3027** 調査区南端東半部の土壇。隅丸長方形を呈し東西幅2.4m、南北長5.2m、深さ0.38mである。埋土中から平城宮II(奈良時代前半)の土器が多量に出土した。重複関係からS B 3030・S A 3031より古い。

**土壇 S K 3028** S K 3027の東北に接した不整形土壇。東西長4.6m、南北長3.4m、深さ0.44mで、S A 3031より新しい。

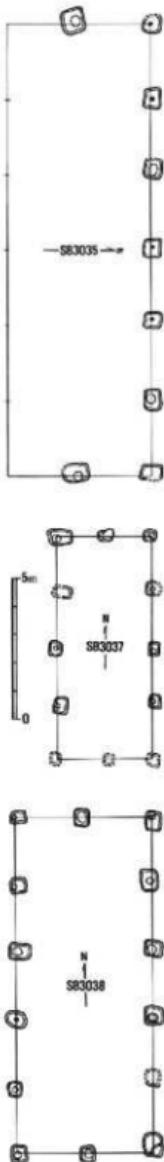
**土壇 S K 3029** 調査区中央でS K 3028の西北にある不整形土壇。東西長・南北長ともに3.3m、深さ0.21mである。

**建物 S B 3030** 調査区南端の掘立柱東西棟建物。桁行5間で北面に廂をもつ。柱間は桁行2.95m(10尺)等間で、廂の出は2.1m(7尺)である。柱掘形は1m×0.9mの矩形で、柱を抜取る。柱抜取痕跡のうち、北側柱列の東から1・3番目の内部には、径約0.4mの礫を捨てている。重複関係からみてS K 3027・S B 3635・S K 3052より新しい。

**堀 S A 3031** 調査区南半中央部の掘立柱東西堀。柱間は2.4m(8尺)等間で、9間分検出したがさらに東西に延びると考える。柱掘形は0.8m×0.7m程の矩形で、径約0.25m程の柱痕跡がある。西から2番目の柱穴から平城宮III(奈良時代中頃)以降の土器が出土した。重複関係からみてS B 3035より新しい。

**堀 S A 3032** 調査区東端でS A 3031の北にある掘立柱東西堀。柱間は2.7m(9尺)等間で3間分検出したが、さらに東西に延びると考える。柱掘形は西から3個目が1.4m×1.1mと大きく、他は0.9m×0.8mの矩形である。径約0.25mの柱痕跡がある。西から2番目の柱穴から平城宮II(奈良時代前半)の土器が出土した。

**堀 S A 3033** 調査区中央の掘立柱東西堀。A・Bの2時期あり、一度造り替えている。Aを9間分、Bを8間分検出したが、さらに東



西に延びると考える。Aは柱間2.9m（9.8尺）等間である。柱掘形は1.2m×1m程の矩形で柱を抜取る。Bは柱間2.8m（9.4尺）等間で、東から3間目のみ柱間が5.8m（19.5尺）と広い。北に接してS E 3034があることから通路であったと考える。柱掘形は1.1m×0.9m程の矩形で、西から3個目の柱掘形には現存径約0.2mの腐朽した柱根が残るが、他の柱穴では柱を抜取る。東から2番目の柱穴から平城宮III（奈良時代中頃）以降の土器が出土した。重複関係からみてA・BともにS B 3037・S B 3038・S B 3040よりあたらしい。

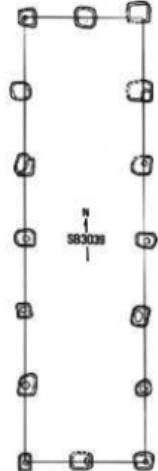
**井戸S E 3034** 調査区の中央部でS A 3033の北隣りにある井戸。掘形は南北長3m、東西長3.2m、深さ2mである。井戸枠はすべて抜取っており、抜取痕跡から丸・平瓦片が多数出土した。

**建物S B 3035** 調査区南端西半部の掘立柱東西棟建物。桁行6間、梁行2間以上で、柱間は桁行2.7m（9尺）等間、梁行2.5m（8.5尺）である。柱掘形は北側柱のものが0.7m×0.6m程の矩形で、妻の中央柱のものがやや大きく0.9m×0.8m程の矩形である。北側柱列の西から1・2・4・5番目の柱掘形には現存径約0.2mの腐朽した柱根が残るが、他の柱穴には径約0.3mの柱痕跡のみがある。北側柱列の西から2番目の柱穴の柱根上から平城宮III（奈良時代中頃）の土器が出土した。柱が腐蝕した空洞に落下したものであろう。重複関係からみてS B 3030・S A 3031より古い。

**建物S A 3036** 調査区中央部でS E 3034の北に接した掘立柱東西棟。方向が東でやや南に振れる。4間あり、柱間は2.9m（9.9尺）等間である。柱掘形は0.5m×0.4m程の矩形で、径約0.2mの柱痕跡がある。重複関係からみてS E 3034より古い。

**建物S B 3037** 調査区中央部の掘立柱南北棟建物。棟の方向が北でやや西に振れる。桁行4間、梁行2間で、柱間は桁行が1.95m（6.5尺）等間、梁行が1.65m（5.5尺）等間である。南妻の柱掘形はS A 3031・S B 3035の柱掘形と重複し残っていない。柱掘形は0.6m×0.5m程の矩形で、北妻の中央と西の柱は抜取るが、他の柱穴には径約0.15mの柱痕跡がある。重複関係からみてS A 3031・S A 3033・S B 3035より古い。

**建物S B 3038** 調査区西半中央部の掘立柱南北棟建物。建物の棟の方向が北でやや東に振れる。桁行5間、梁行2間で、柱間は桁行・梁行とともに2.35m（8尺）等間である。柱掘形は1辺約0.6mの



方形である。西側柱列の南から 3 番目の柱穴には現存径約 0.15m の腐朽した柱根が残存し、北妻の中央柱と東側柱列の北から 1・4 番目の柱を抜取る。他の柱穴には径約 0.25m の柱痕跡がある。建物の東北隅の柱穴の柱抜取痕跡には埠 2 点と礫を捨てており、西側柱列の北から 2 番目の柱穴から平城宮Ⅲ（奈良時代中頃）以降の土器が出土した。重複関係からみて S B3039・S A3041より新しく S A3033より古い。

**建物 S B3039** 調査区西端の掘立柱南北棟建物。棟の方向が北でやや東に振れる。桁行 6 間、梁行 2 間で、柱間は桁行 2.6 m (8.8 尺) 等間、梁行 2.1 m (7 尺) 等間である。柱掘形は 0.8 m × 0.7 m 程の矩形で、西側柱列の北から 3 番目と、北妻の東から 1・2 番目の柱を抜取る。他の柱穴には径約 0.2 m ~ 0.25 m の柱痕跡がある。北妻西端の柱穴から平城宮Ⅲ（奈良時代中頃）以降の土器が出土した。重複関係からみて S A3031・S B3038より古い。

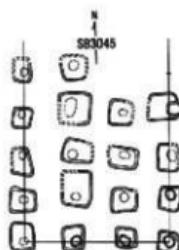
**建物 S B3040** 調査区南端の掘立柱南北棟建物。棟の方向が北でやや西に振れる。桁行 3 間・梁行 2 間の身舎の南面に廂が付く。柱間は桁行 1.8 m (8 尺) 等間、梁行 2.1 m (7 尺) 等間で、廂の出は 2.4 m (8 尺) である。建物規模のわりに柱掘形が大きく、0.9 m × 0.7 m 程で矩形を呈す。身舎南妻中央の柱掘形には現存径約 0.25 m の腐朽した柱根が残るが、他は柱を抜取る。重複関係からみて S A3033A より古い。

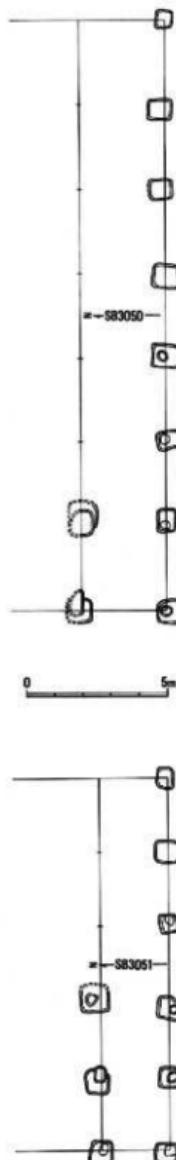
**廂 S A3031** S B3034 の北妻にとりつく掘立柱東西廂。4 間あり、柱間は不揃いで 1.6 m (5.5 尺) ~ 2.4 m (8 尺) である。柱掘形は 1 迂回約 0.7 m 程の方形で、径約 0.25 m の柱痕跡がある。重複関係からみて S B3038より古い。

**溝 S D3042** S A3041 の北側にある素掘りの東西溝。幅約 1.7 m、深さ約 0.22 m で、重複関係からみて S B3038・S B3039より古い。

**土壙 S K3043** 調査区東北隅にある大土壙。不整形で南北長約 7 m、東西長約 6 m、深さ約 0.16 m である。埋土から平城宮Ⅳ（奈良時代後半）の土器が多量に出土した。重複関係からみて S D3042より新しい。

**建物 S B3045** 調査区北端の掘立柱南北棟建物。棟の方向が北でやや東に振れる。桁行 4 間以上、梁行 3 間の総柱建物で、柱間は桁行 1.5 m (5 尺) 等間、梁行 1.7 m (5.7 尺) 等間である。柱掘形は、1.2 m × 1 m 程の大きいものが 2ヶ所あるが、他は 1 m × 0.8 m 程の





矩形である。各柱穴には径約30cmの柱痕跡がある。西側柱列の南から3番目の柱痕跡から平城宮IV(奈良時代後半)~V(奈良時代末)の土器が出土した。柱根が腐蝕した空洞に落下したものであろう。重複関係からみてSB3038・SB3050・SB3051より古い。

**土壤SK3049** 調査区西北隅の不整形土壤。南北長約4m、東西幅約2m、深さ約7cmである。埋土から平城宮IV(奈良時代後半)の土器が出土した。重複関係からみてSB3039より新しい。

**建物SB3050** 調査区北端の掘立柱東西棟建物。桁行7間で少なくとも南面に廂をもつ。柱間は桁行3m(10尺)等間で、廂の出も3m(10尺)である。柱掘形は南側柱列の東端のものが0.6m×0.6mと小さいが、他は0.9m×0.8m程の矩形である。入側柱の柱穴のうち検出した2ヶ所については柱を抜取るが、南側柱の柱穴には径約0.35m程の柱痕跡がある。南側柱列の西端の柱穴では、柱の下に埠と板を敷いていた。重複関係からみてSB3045より新しい。

**建物SB3051** 調査区北端の掘立柱東西棟建物。桁行5間で少なくとも南面に廂をもつ。柱間は桁行の中央間のみ3.1m(10.5尺)と広く、他は2.5m(8.5尺)、廂の出は2.4m(8尺)である。柱掘形は0.9m×0.8m程の矩形で、柱はすべて抜取る。南側柱列の東から2番目の柱穴から、平城宮III(奈良時代中頃)以降の土器が出土した。重複関係からみてSB3045より新しい。

重構	棟方向	規模	廂	桁行 m(尺)	梁行 m(尺)	廂 m(尺)
SB2200	E・W	5以上×4	N-S	18.0(60)以上	11.9(40)	2.4(8)
SB2210	N・S	5以上×3以上	E	18.0(60)以上	9.0(30)以上	3.0(10)
SA2215	N・S	7以上		17.1(56)以上		
SB2220	E・W	5×2		12.0(40)	4.8(16)	
SA2225	N・S	2以上		4.2(14)以上		
SB2230	E・W	5×?		14.7(50)	?	
SA2240	N・S	4以上		12.0(40)以上		
SB3025	N・S	7×?		3.0(10)以上	2.35(8)以上	
SB3030	E・W	5×?	N	14.7(50)	?	2.1(7)
SA3031	E・W	9以上		21.6(72)以上		
SA3032	E・W	3以上		8.1(27)以上		
SA3033A	E・W	9以上		26.0(88)以上		
SA3033B	E・W	8以上		25.3(85.5)以上		
SB3035	E・W	6×2以上		16.2(54)	5.0(17)以上	
SA3036	E・W	4		11.7(39.5)		
SB3037	N・S	4×2		7.9(26)	3.3(11)	
SB3038	N・S	5×2		11.8(40)	4.7(16)	
SB3039	N・S	6×2		15.7(53)	4.3(14)	
SB3040	N・S	4×2	S	5.3(18)	4.2(14)	2.4(8)
SA3041	E・W	4		8.3(28)		
SB3045	N・S	4以上×3		6.0(20)以上	5.1(17.1)	
SB3050	E・W	7×?	S	21.0(70)	?	3.0(10)
SB3051	E・W	5×?	S	13.3(44.5)	?	2.4(8)

tab. 3 建物・場一覧表

### III 遺 物

#### 1 土器・土製品

調査区全域から、多量の土師器・須恵器の他、墨書き器・土馬が出土した。量的には、第1次調査区が比較的少なく、第2次調査区が多い。時期的には、遺物包含層出土をも含めて、奈良時代のものが中心である。以下、土器の説明は、遺構出土のものをとりあげ、包含層出土のものを省略する。なお、土器の器種名・製作技法の分類と呼称については、「平城宮発掘調査報告」に従う。

#### 1次出土土器 (PL. 14, fig. 12)

**S B2210出土土器** 南北棟建物 S B2210の柱位置にある掘形及び礎石抜取穴からは少量の土師器及び須恵器が出土した。図示した土器は東の南側柱南2間目(5)と3間目(4)、東の身舎側柱南2間目(1~3、6~8)の柱掘形出土の土器と、妻中央柱の礎石抜取穴から出土した土器(9)である。土師器の杯Aと須恵器の杯A・杯B・蓋Aがある。土師器杯A I (1)は細片で保存状態が悪いが、内面はヨコナデだけで暗文ではなく、外面にはミガキを施さない。I群土器。須恵器杯A II (3)・杯A III (2)・杯B III (7)は、いずれも底部外側をヘラ切り後ナデで仕上げる。須恵器蓋(8)は径22.8cmと大形で皿Bの蓋である。届曲する縁部をもつ扁平な蓋で、つまみは丸味をもつ。蓋A III (6)は頂部上面をヘラ削り・ロクロナデで仕上げ、口縁部の届曲は少ない。蓋A IV (4・5)は頂部がまるく笠形を呈し、縁部が届曲しない形態。頂部上面をヘラ削り、ロクロナデで仕上げる。

**S B2200出土土器** 東西棟建物 S B2200の柱位置にある掘形から、微細な土器片が出土した。図示した2点は北側柱北2間目(11)と4間目(10)出土である。土師器杯C (11)は内面に1段放射状暗文をもち、底部外側をとくに調整せず、口縁部外面にミガキのないa.手法。I群土器。須恵器蓋(10)は縁部が届曲する扁平な蓋で、口縁部の届曲は少ない。

**S K2235・S K2206・S D2227出土土器** S K2235出土須恵器皿A (15)は底部と口縁部外面の下半をヘラ削りし、口縁部外面の上半にロクロナデをおこなう。底部と口縁部との境をまるくし、口縁端部をまるく仕上げる。灰白色で軟質。S K2206出土須恵器皿B I (13)は、底部外側及び口縁部外面下半にヘラ削りをおこなう。S D2227出土須恵器皿A II (14)は、底部外側をヘラ切りのまま不調整。近世の耕作溝から出土した須恵器皿G (16)は、筒形で平底の体部に、長細い口頭部をつける花瓶形の器。口頭部内面に粘土紐の痕跡をとどめる。器の内外面にロクロ焼きの凹凸をとどめ、底部外側には糸切り痕がある。体部外側にヘラ削りを行ない、肩部に稜がつく。高さ24.9cm。

#### 2次出土土器 (PL. 14, fig. 12~15)

**S K3043出土土器** 上師器杯C・蓋A・蓋B、須恵器杯A・杯B・皿C・蓋A・蓋C・蓋・鉢A・盤がある。

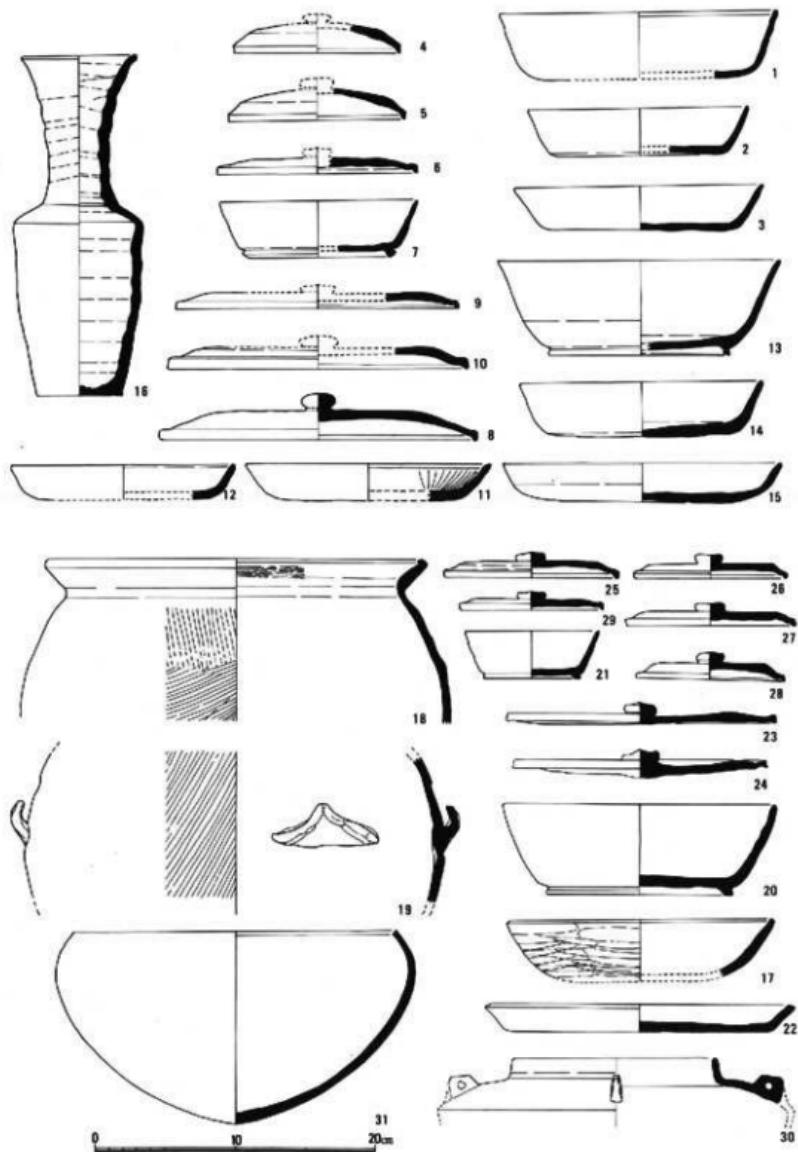


fig. 12 第1次調査・SK3043出土土器実測図(1/4、1~16・第1次調査、17~31・SK3043)

土師器杯C（17）はc手法でヘラミガキを加える。I群土器。甕A（18）は外反する口縁部とまるい体部からなるもの。口縁端部が巻きこみ、口縁部内面には横ハケメ、外面にはヨコナデの調整をおこなう。外面をタテおよびナナメ方向の刷目で調整する。甕B（19）は把手をもつ甕胴部の破片。把手は三角形で、底辺を器壁と接合させ、他の二辺の側縁を外側へおりまげる。胴部と把手先端との距離は0.6cmしかなく近接する。

須恵器杯Aには杯A IIIと杯A IVがある。杯A III（80）は底部外面にヘラ削りをおこなうが、一部ヘラ切り痕をとどめる。口縁部及び底部外面に火捺がある。底部外面に「画師」の墨書がある。杯Bは杯B I・杯B IVがある。杯B Iには底部外面をヘラ削りした後ロクロナデで仕上げ、口縁端部が平坦なもの（図示せず）と、底部外面をヘラ切りのまま不調整で、口縁端部をまるく仕上げるもの（20）とがある。杯B IV（21）は底部外面中央にヘラ切り痕をとどめる。皿C（22）は口縁端部を平坦に外傾させ、底部外面にヘラ切り痕をとどめる。須恵器蓋Aを大きさによって、蓋A I（77~79; 23; 21.2~19.4cm）・蓋A II（24; 18.1~16.6cm）・蓋A III・蓋A IV（25; 12.5cm）・蓋A V（26~29; 10.9~10.2cm）にわける。蓋A Iのうち3点は墨書き土器。79は文字不明。頂部外面にヘラ削りをおこなわず、ヘラ切り痕をとどめる。頂部内外面に火捺がある。78には頂部外面に「識」の墨書がある。頂部外面に一部ヘラ削りをおこなうが、大部分はヘラ切りのままロクロナデをおこなう。77には頂部外面に「供」の墨書がある。頂部外面をヘラ切り後ロクロナデで仕上げる。なお、77はS K 3043とS K 3028から出土した蓋Aが接合したものである。23は頂部上面をヘラ削り、ロクロナデして仕上げる。蓋A II（24）は頂部上面をヘラ削り、ロクロナデで仕上げる。蓋A IV（25）はヘラ切りのままロクロナデして仕上げる。蓋A V（26~29）は、頂部上面をヘラ削り、ロクロナデで仕上げるもの（26）と、ヘラ切りのままロクロナデして仕上げるもの（27~29）とがある。皿C（30）は肩部と体部の境に稜をつけ、直立する短い口縁のつく皿で、肩部に耳をつける。内面の口縁部と肩部内面にロクロナデをおこなう。鉢A（31）は尖り底で、内側する口縁部からなる鉄鉢形の土器。口縁端部を除く全外面にロクロ削りを施す。

S K 3027出土土器 土師器杯A・杯C・皿A・皿B・皿C・蓋A・高杯・甕A・甕B・須恵器杯A・杯B・皿C・蓋A・鉢A・横瓶がある。

土師器杯A III（32）はa<sub>2</sub>手法で、口縁端部を巻き込む。内面に二段放射暗文を有する。内面の一部に漆が付着する。杯C（33）は表面剥落し外面調整は不明で、内面には一段放射暗文とラセン暗文を施す。皿Aには、皿A I（34・35）と皿A II（36）がある。A I・A IIいずれも内面に一段放射暗文を施す。皿A Iは34・35とも口縁端部が肥厚するが、34では内側するなだらかなカーブを描くのに対し、35では口縁部が屈曲する。35は外面が剥落し、ミガキの有無は不明で、底部をヘラ削りするb手法。34はa<sub>2</sub>手法、36はb<sub>2</sub>手法。皿B（37）は内面に一段放射暗文を施す。皿C（38）は口径11.2cmの小形の皿。口縁部の内外を横ナデするにとどまり、底部外面の調整をおこなっていない。高杯（40）は縦方向に

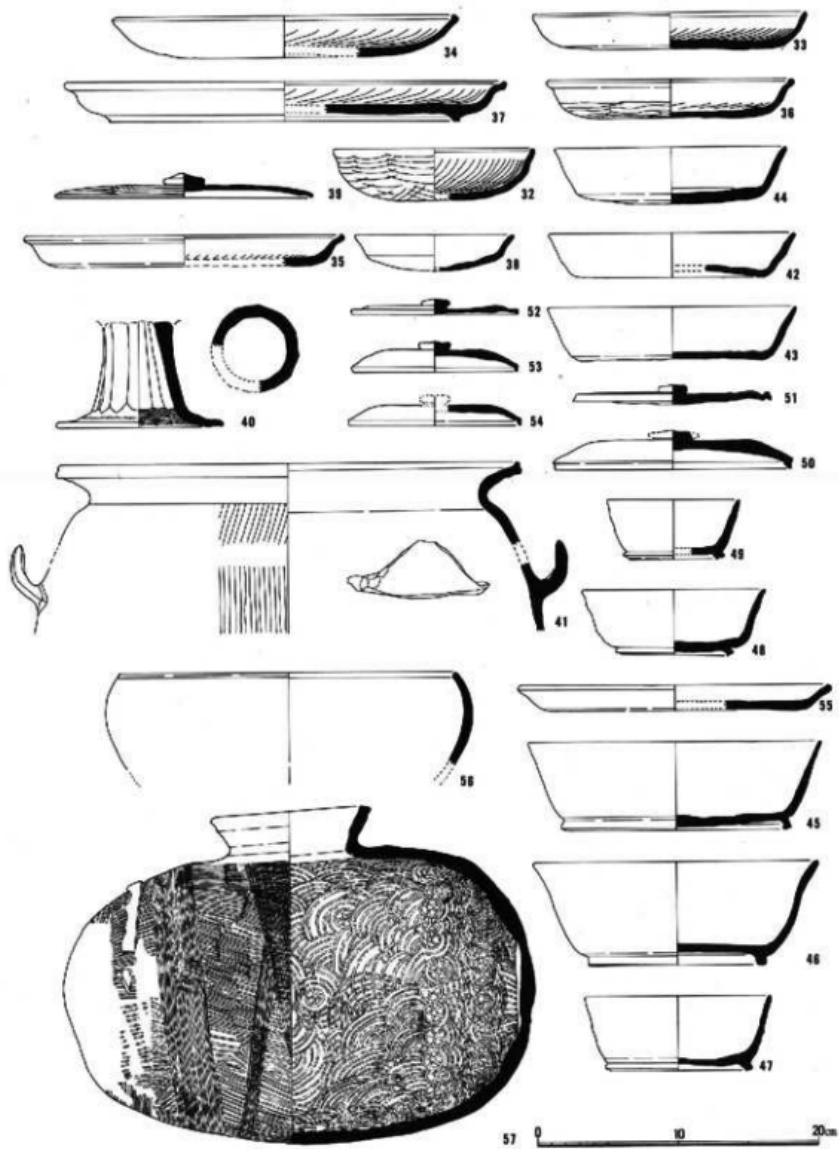


fig. 13 SK3027出土土器実測図(1/4)

ヘラ削りで面取りする短い軸部と脚をつける。内面に粘土紐の痕跡を残す。成形時に軸部と脚部の内外面を刷毛目によって調整しており、軸部外面をヘラケズリ、脚部外面をヨコナデによって仕上げる。32~40の土師器はいずれもI群土器である。蓋B(41)は口縁部と胴部の破片。大形の甕で、胴部に直立する把手を有する。

須恵器杯Aには杯A II (42・43)・杯A III (44)がある。杯A IIは底部外面をヘラ削りで調整するもの(43)と、ヘラ削りをおこなわずクロナデで仕上げるもの(42)とがある。杯A III (44)はヘラ切り後ヘラ削りをおこなわずヨコナデによって調整。杯Bには杯B I (45・46)・杯B IV (47・48)・杯B Vがある。杯B Iは器高が7.3cmのもの(46)と6.2cmのもの(45)とがある。いずれも底部外面にヘラ削りをおこなう。杯B IV (47・48)はヘラ切り後、ヘラ削りをおこなはず未調整である。47の高台は底部の内側よりに位置する。杯B V (49)の底部外面はヘラケズリによる調整。42は須恵器II群土器、他(42・44~49)はI群土器。蓋Aには蓋A III (50)・蓋A IV (51~54)がある。蓋A III (50)は頂部上面をヘラ削り、ロクロナデで仕上げる。蓋A IV (51~54)は口縁部がS字状に屈曲するものの(51)と屈曲の少ないものとがある。51は口径14.0cmで、ヘラ削りをおこなわずクロナデで調整する。口縁部の屈曲の少ないものには、頂部が笠形を呈するもの(53・54)と頂部が扁平なもの(52)とがある。前者は頂部上面をヘラ削り、ロクロナデで調整し、後者はヘラ削りを行なわずクロナデで調整する。皿C (55)は底部外面にヘラ切り痕をとどめる。鉢A (56)は、口縁端部をのぞき外面をロクロヘラ削りで調整する。横瓶(57)は俵形の体部上面中央に、短く外反する口縁部をつける。口縁部の上端は平らにナデ、口縁部内外面をロクロナデによって調整する。体部外面には平行叩目痕があり、その上からカキ目を施す。体部内面には中央に車輪状の刺みを有する同心円叩目文の痕跡をとどめる。体部一端には閉鎖口がある。長径33.8cm、高さ23.7cm。

**S B3045出土土器** 総柱建物S B3045の西側柱南2間目の抜取穴から、土師器杯A・皿A・皿C・須恵器蓋Aが出土。土師器杯A I (60)はc<sub>o</sub>手法。皿A II (59)もc<sub>o</sub>手法。皿C (58)は口径11.3cmの小形の皿。口縁部はわずかに外反し、口縁部内外をヨコナデする。須恵器蓋A I (61・62)のうち、61の口縁部は屈曲する。62は頂部外面をヘラ削りする。

**S B3038・S A3032・S B3039・S B3051出土土器** S B3038の東側柱列北から1間目の柱穴から須恵器蓋A (63)が、S A3032の西から2間目の柱穴から須恵器蓋A (64)が、S B3039の西側柱北側の柱穴から須恵器蓋A (65)が、S B3051の南側柱東から1間目から須恵器蓋A (66)が出土している。いずれもヘラ削り後ロクロナデで調整。

**S A3033・S A3031・S B3035出土土器** S A3033の東1間目の柱穴から須恵器蓋A III (67)・蓋A IV (68・69)が出土した。頂部外面をヘラ削り、ロクロナデで仕上げる。S A3031の西1間目の柱穴出土須恵器蓋A (70)はヘラ削り後、ロクロナデで仕上げる。S B3035の西側柱北1間目の柱穴出土の土師器杯A I (71)は、内面に暗文がなく外面は剥落して技法は不明だが、a手法と推定される。

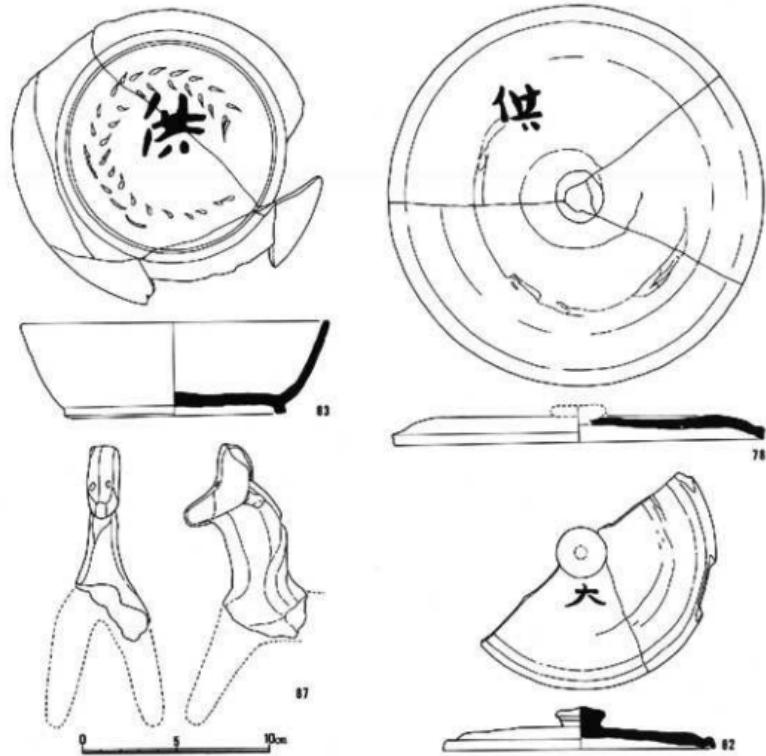
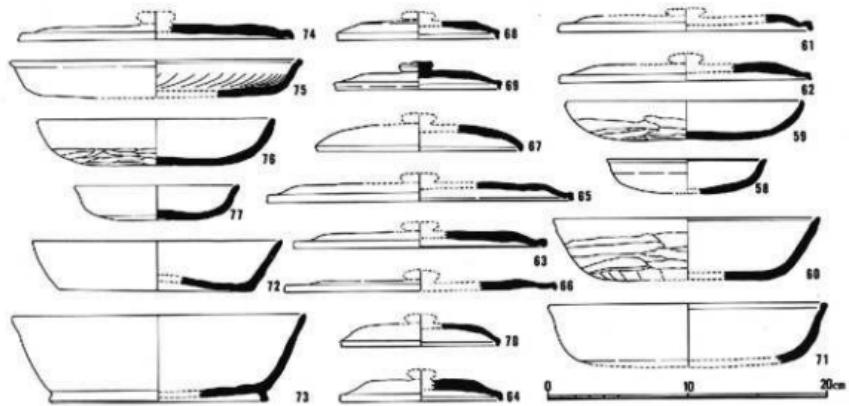


fig. 14 第2次調査出土土器・墨書き土器・土馬(58-77・1/4, その他・1/3)

**S K3027出土土器** 須恵器杯A・杯Bがある。杯A II (72) はヘラ切り後、ナデによって調整する。杯B I (73) は底部外面にヘラケズりをおこなう。

**S K3049出土土器** 土師器杯C・皿A・皿C・甕B・須恵器蓋Aがある。土師器杯C (76) の外面調整はc<sub>6</sub>手法。皿A II (75) は口縁端部が巻き込み、内面に一段放射暗文がある。皿C (77) は口径11.8cmの小形で、口縁部内外面をヨコナデし、底部外面の調整をおこなわない。甕Bの胴部破片には、胴部と把手先端との距離が0.5cmしか離れず、近接しているものがある。須恵器蓋A II (74) は頂部上面をヘラ削り、ロクロナデで仕上げる。

#### 墨書き土器及び土馬 (PL. 15, fig. 14・15)

墨書き土器は、S K3043 (78~81) と包含層 (82~86) から出土した。S K3043出土土器は先述したので、以下は包含層出土土器について述べる。蓋A III (82) は頂部上面にヘラ削りをおこない、口縁部は屈曲する。頂部上面に「大」の墨書きがある。杯B I (84) は底部外面にヘラ削りをおこなう。底部外面に「供」の墨書きがある。杯B II (83) はヘラ切り後ナデで仕上げる。底部外面にヘラ状工具による刺突が認められる。底部外面に「供」の墨書きがある。杯A II (86) は底部外面をヘラ切りのまま未調整。底部外面に「上」の墨書きがある。皿C (85) は底部外面をヘラ切りのまま未調整。底部外面に「口識」の墨書きがあるが、識の前の文字が判読できない。

土馬 (87) は、2次調査区の西側にある南北方向の耕作溝から頭部破片1が出土し、包含層から脚部破片1が出土した。2個体分の破片である。首は長く斜め上方に立ち、顔は粘土板を折りまげて頭部から首部にかぶせる。胴上部をくぼめて鞍を表現している。

#### 土器の年代

平城京出土土器の編年と年代は『平城宮発掘調査報告』で明らかにしているが、それに従って、本調査区出土の土器を編年すると次のようになる。S B2210出土土器は土師器杯A Iに暗文がなく、須恵器杯蓋の形態に口縁部の屈曲するものと屈曲しない形態との二者があり、全体として屈曲の程度が少ないとから平城IIIに位置づけられよう。S K3043出土土器は須恵器蓋Aの法量が平城IIIのS K820より縮少していること、土師器甕Aの口縁部の形態及び甕Bの把手の形態が平城IVのS K219出土例に類似していることから、平城IVに位置づけられる。S K3027出土土器は土師器杯A IIIの内面に二段放射暗文を有すること、土師器高杯の軸および脚部が短かいこと、甕Bの把手の形態と立ち上り方、須恵器杯Bの高台位置及び形態、杯B Iの器高が7.3cmに及ぶものがあることから平城IIに位置づけられよう。ただ蓋Aの中に口縁部がS字状に屈曲するものが1例あるが、これは混入したものではなかろうか。S B3045出土土器は、杯A Iがc<sub>6</sub>手法によっていることから、平城IIIまで遡りえない。平城IV~Vの土器である。S K3049出土土器は杯Cにおけるc<sub>6</sub>手法の存在と甕Bの把手の形態から平城IVに位置づけられよう。

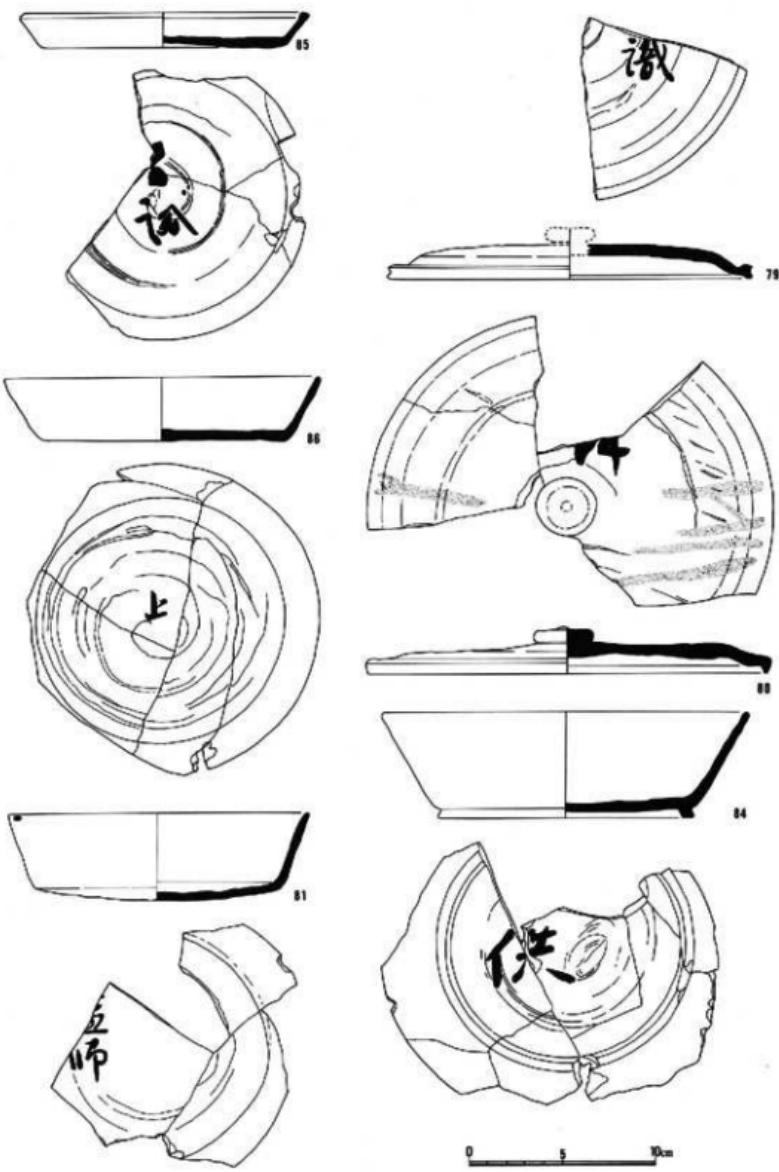


fig. 15 墨書土器実測図(1/3)

## 2 瓦 塚 (PL. 16, fig. 16)

瓦類は、井戸、土壙、掘立柱柱穴等の遺構のほか、それらの遺構を覆う包含層から出土し、整理箱で約50箱分ある。瓦類のうち多数を占めるのは丸瓦と平瓦で、ついで軒丸瓦16点、軒平瓦11点である。記述にあたって、奈良國立文化財研究所が設定した型式番号を使用する。

**軒丸瓦** 4型式4種に分類することができる。

**6225E** 複弁8弁蓮華文で、大型の中房に蓮子を1+8配す。蓮弁は平板で、外区外縁に凸鋸歯文がめぐる。平城宮のはか、平城京左京三条二坊六坪、薬師寺に同範例がある。平城宮軒瓦編年第III期(天平17年~天平勝宝年間)。土壙SK3026で1点、遺物包含層で2点出土した。

**6227A** 複弁8弁蓮華文で、弁区より1段低い大型の中房に蓮子を1+8配す。弁端は尖り気味で、外区外縁は素文である。平城宮のはか、平城京左京三条一坊十四坪、同四条二坊七坪に同範例がある。平城宮軒瓦編年第III期。土壙SK3026で2点、土壙SK3047・SK3052、遺物包含層でそれぞれ1点ずつ出土した。

**6275A** 複弁8弁蓮華文で、大型の中房に蓮子を1+4+12配す。蓮弁は比較的小振りで弁端がわずかに反る。外区内縁の珠文は密で、外縁の線鋸歯文は粗い。藤原宮式軒丸瓦の1種で、平城宮のはか、平城京左京三条一坊十五坪、東一坊坊間路、朱雀大路に同範例がある。平城宮軒瓦編年第I期。遺物包含層から1点出土した。

**6348A b** 複弁7弁蓮華文で、突出した中房に蓮子を1+8配す。蓮弁は小振りで、外区内縁に唐草文を、外縁に線鋸歯文をそなえる。範の彫り直しが認められたので、A b種を新設した。特徴を列記すると以下のとおりである。中房は外区外縁端より高く突出する。弁区は中房から界線にむかって傾斜する。蓮弁と間弁は太線で表現され、A a種にみられた弁端の反り上りはない。外区の界線、唐草文、線鋸歯文も太線で、唐草文の1部に乱れた箇所がある。外区外縁の傾きはなだらかである。平城宮軒瓦編年第I期に遡る可能性もある。土壙SK3043・SK3052、遺物包含層から1点ずつ出土した。

**軒平瓦** 5型式6種に分類することができる。

**6663F** 3回反転均整唐草文で、内区と外区のさかいに二重圓線をめぐらす。唐草文は界線から立ち上り、第3単位の主葉・第1支葉とも先端が脇区界線に接しないで巻き込む。平城宮のはか、平城京左京三条二坊六坪、同三条四坊六坪<sup>1</sup>、同四条二坊七坪、同五条三坊十一坪、同五条三坊十三坪<sup>2</sup>、東三坊大路、西一坊々間大路、薬師寺に同範例がある。平城宮軒瓦編年第III期。掘立柱建物SK3025の柱掘形、土壙SK3043から1点ずつ出土した。

**6663H** 6663Fに酷似した瓦当文様である。FにくらべてHは主葉が小振りで巻きが弱く、また中心飾りの先端がFほど尖らない。薬師寺に同範例がある。遺物包含層から2点が出土した。

**6670A** 3回反転均整唐草文で、外区と脇区に珠文帯をめぐらす。唐草文の主葉は連続し、

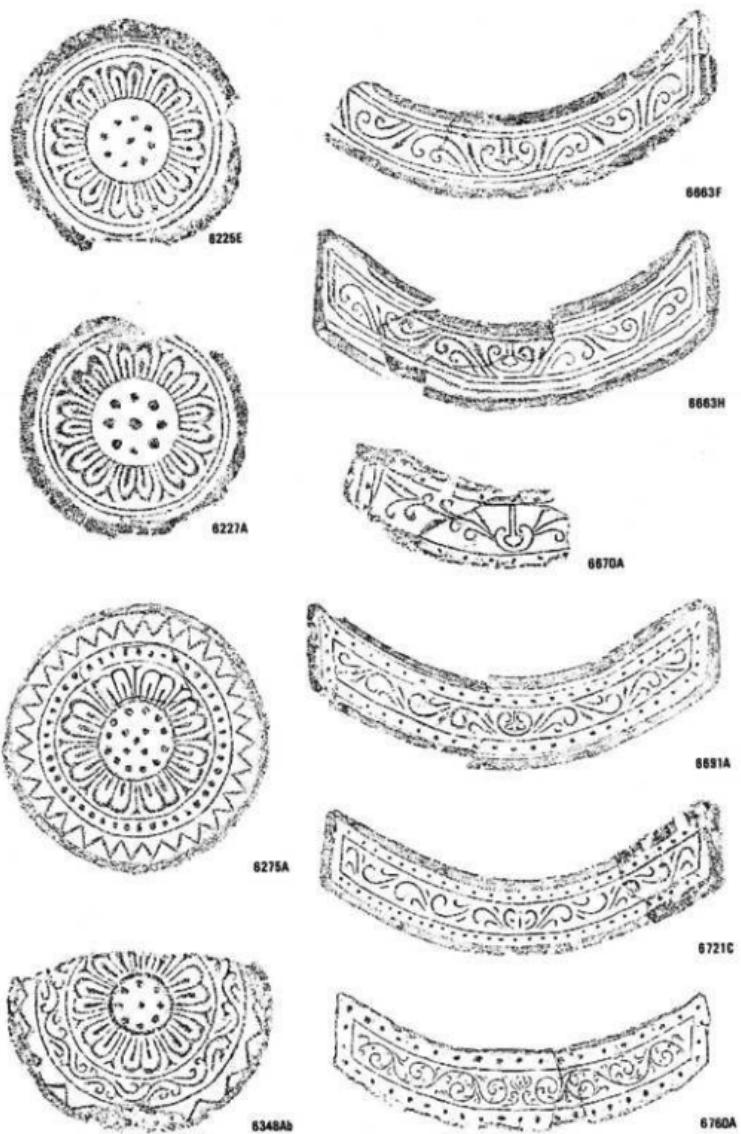


fig. 16 軒九瓦·軒平瓦拓本(1/4)

第2・第3単位の第1・第2支葉とも主葉から発する。平城京左京六条一坊十二坪に同范例があるほか、唐招提寺に類例がある。所属時期は不明。礎石建物 S B 2200の礎石抜取り痕跡から1点出土した。<sup>1</sup>

6691A 4回反転均整唐草文で、外区と脇区に珠文帯をめぐらす。中心飾りは三葉形を呈し、基部上端が2又に分れて界線に接しない。平城宮のはか、平城京左京一条三坊十五・十六坪、同二条二坊十三坪、同二条二坊十四坪、同三条一坊七坪、同三条二坊七坪、同三条二坊九坪、同三条二坊十・十五坪、同四条三坊十二坪、同六条一坊十二坪、同六条二坊十坪、同八条九坊十・十五坪、右京一条二坊二坪、東三坊大路、朱雀大路、右京三条大路、同五条条間路、同九条大路、法華寺、法華寺阿弥陀淨土院、唐招提寺、大安寺、法隆寺に同范例がある。平城宮軒瓦編年第II期（養老5年～天平17年）。S B 3039の東側柱に近い小土壙から1点出土した。

6721C 5回反転均整唐草文で、外区だけに珠文帯をめぐらす。唐草文の主葉と第1支葉の巻き方が弱い。平城宮で出土するほか平城京左京一条三坊十五・十六坪、同三条二坊六坪、同三条二坊十・十五坪、同八条九坊十・十五坪、東三坊大路、朱雀大路、海龍王寺、法華寺、東大寺に同范例がある。平城宮軒瓦編年第III期。遺物包含層から1点出土した。

6788A 4回反転均整唐草文で、外区と脇区に珠文帯をめぐらす。中央に三葉形の中心飾りをそなえ、比較的小振りの唐草文が脇区から発して中心に向う。なかには縁袖をかけたものもある。平城宮で出土するほか、平城京左京三条二坊十・十五坪、同三条四坊七坪、秋篠寺に同范例がある。平城宮軒瓦編年第IV期（天平宝字元年～神護景雲年間）。遺物包含層から1点出土した。なお本例は表面の風化が著しく、施袖の有無は明らかでない。

丸・平瓦 丸瓦はすべて玉縁式である。凸面で叩きを観察できた資料は、すべて縱位繩叩きであった。このあとに、さらに横位ナデをほどこす。玉縁部凸面も横位ナデである。端面は笠削り、側面は笠削りのちナデをくわえた例もある。

平瓦の凸面に格子叩きをほどこした例は4点で、他はすべて繩叩きであった。繩叩きのうち縱位がほとんどで、横位の例はすくない。凹面には布目が残り、模倣痕をとどめたものと、とどめないものの両方がある。後者の多くは布端が側面・端面ちかくに残る。側面と端面には笠削りとナデの2種の調整がある。

塙 長方形塙にかぎられている。完形品は1点で、長さ27.5cm、幅19.5cm、厚さ6.5cmである。他に8点出土したが破片のため全形は分からぬ。掘立柱建物 S B 3038・S B 3050・上塙 S K 3043・S K 3047・遺物包含層などから出土した。

1 奈良市教育委員会『奈良市埋蔵文化財調査報告書 昭和58年度』1984

2 奈良市教育委員会『奈良市埋蔵文化財調査報告書 昭和57年度』1983

3 奈良県教育委員会『国宝唐招提寺講堂他二棟修理工事報告書』1972

4 奈良市教育委員会『奈良市埋蔵文化財調査報告書 昭和54年度』1980

### 3 金属製品

帶金具 帯金具は鉈尾の表金具が1点ある。平面形は、長方形の先端を弧形にしたa型式のうちa<sub>1</sub>（後述）にあたる。裏面には鋤出した鉄足が4カ所残る。表面は荒れて剥離し、赤銅色を呈する。もとは黒漆塗か。縦3.19cm、横3.95cm、厚さ0.64cm。第2次調査包含層。

奈良時代の腰帶は、金属製の鉤を革帯に装着する鎧帶で、金銀装と烏油（黒漆）装があり、朝服（朝廷公事、四孟月朔日）の場合、王・親王、文武五位以上と武官の衛門督・佐兵衛督が金銀装、文官六位から初位、武官の尉・志、兵衛・主帥が烏油装を始めた。無位の諸臣、庶人も烏油装であった。

鉤は、鉈具と数個の巡方と丸柄および鉈尾からなる。鉤の制は、慶雲4（707）年～延暦15（796）年、大同2（807）年～弘仁1（810）年に限られる。出土の帶金具については佐藤興治<sup>1</sup>、阿部義平らの分析があり、ともに型式と大きさの分析から官位の比定を試みる。烏油装の鎧帶のうち一般的なA型式に、佐藤は1寸5分を基準とする格差を認めて6段階に分け、六位から無位に、阿部は8段階に分け、六位から初位に対応とした。

以上は主に巡方・丸柄をもとにしたもので、いま鉈尾について検討してみよう。鉈尾はa、cに分類されているが、cは板端に横長のもので、本論に関係なく省略する。鉈尾aは3種に分けうる。まず、縦幅と横幅の比が0.8:1となるやや横長のa<sub>1</sub>と、同比が0.9:1になるa<sub>2</sub>で、両者は先端の弧の形や鉛数にやや差を認めるが、個数が少なくこの点は課題としておく。a<sub>1</sub>・<sub>2</sub>は大型から小型まで各段階がある。a<sub>3</sub>は平面形が半梢円形に近いもので、縦横の比がほぼ等しく、a<sub>1</sub>・<sub>2</sub>より小形である。a<sub>1</sub>の規格は、縦幅が3mm、横幅が約5mmづつ減少する。a<sub>2</sub>は巡方Aと同じく、横幅の1割を減じた数値が縦幅になり、規格は縦幅とも3mmづつ減少する（fig.17）。

以上から、鉈尾aに何段階の規格があるか検討しよう。出土した巡方Aの最大縦幅は、3.9cm。a<sub>1</sub>・<sub>2</sub>ともこれに見合うものがあるとして、これとa<sub>1</sub>・<sub>2</sub>の最小の鉈尾との間の格差を先の数値で減ずると、各々6段階となる。a<sub>3</sub>は横幅の間に格差があり、2グループに分けるとすれば、鉈尾a全体で14段階となる。以上の推論の検証とこの段階を位階とどう対応させるのかは今後の課題である。

和同開珎 12枚が一括で出土。鋤しているがいわゆる「隠開和同」。土壙SK2206出土

1 平城宮発掘調査報告Ⅳ（奈文研学報第23号）1975 P.154-161 鉤の型式は佐藤分類による。

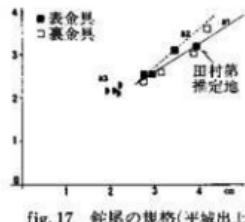


fig. 17 鉈尾の規格(平城出土品)

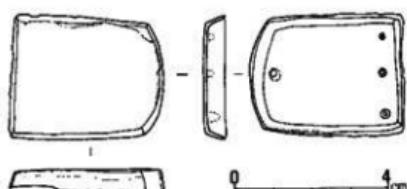


fig. 18 鉈尾実測図

## IV まとめ

### 1 条坊復原と占地

平城京左京四条二坊十五坪は、東が東二坊大路、南が四条条間路、西と北がそれぞれ十坪と十六坪との坪境小路に面している。ここでは、十五坪を囲むこれら条坊道路の位置を復原し、調査区が十五坪内で占める位置を検討する。ただし、今回の調査区では条坊関係遺構を検出していないため、各条坊路の正確な位置・幅員が不明である。このため、周辺の調査におけるデータを援用し、計算によって復原する。

**条坊道路の振れ** 平城京の条坊は、測量法に定める第6座標系の方眼方位（以下、国土方眼方位と呼ぶ）に対して東西・南北ともわずかに振れている。条坊復原に際しては、この条坊道路の振れを決めておく必要がある。まず、南北方向の振れは朱雀大路の振れ（N 0° 15' 41" W）を用いる。これは、次の2つの数値を単純平均したものである。すなわち、朱雀大路と六条条間路の交叉点での朱雀大路心と朱雀門心とを結ぶ線の振れ（N 0° 15' 50" W～N 0° 16' 24" W）、および同じく六条条間路との交叉点での朱雀大路西側溝心と右京九条一坊での朱雀大路西側溝心とを結ぶ線の振れ（N 0° 14' 42" W～N 0° 15' 49" W）とである。東西方向の振れについては、データがいくつかある。たとえば、三条大路北側溝の振れはE 0° 19' 44" Nであり、この振れが大路の振れと同一とすると朱雀大路の振れよりも大きい。一方、二条大路の振れはE 0° 4' N～E 0° 11' Nであり、朱雀大路の振れよりも小さい。しかし、三条大路については、上述の数値が北側溝の北肩の振れであること、二条大路の振れは、計算のものとになった測点間の距離が短かいという問題がそれあり、使用は躊躇せざるを得ない。従って、ここでは次善の方法として東西方向の振れを、朱雀大路の振れと同一と仮定しておこう。

**造営基準尺** 左京四条二坊周辺の条坊道路のうち、路心の位置が確定しているのは、1973年の第83次調査で検出した左京三条二坊十坪・十五坪間の坪境小路である。この坪境小路を先の条坊方位の振れを考慮して南方へ延長すれば、左京四条二坊十五坪の西を画す坪境小路の位置が決まる。したがって、造営基準尺の値は、それを用いて復原した左京三条二坊十坪・十五坪間の坪境小路心の座標が、第83次調査の成果と一致するように設定しなければならない。まず、この坪境小路心（X = -146192.580, Y = -17653.825<sup>1</sup>）と東一坊大路・二条条間大路の交点（X = -145751.977, Y = -18054.088<sup>1</sup>）との東西方向の距離を求める、国土方眼方位で400.263mとなる。この値を条坊方位の振れで修正すると実長距離398.249mを得る。東一坊大路とこの坪境小路間の計画寸法は1350尺（3坪分）であるから、換算値を計画寸法で除すことにより造営の基準尺0.2950mを得る。一方、この坪境小路心の座標と朱雀門心の座標（X = -145994.490, Y = -18586.310）とを用いて同様の計算をすると、造営の基準尺0.2957mを得る。この2つの値は、ともに從来条坊関係遺構の調査で確認している基準尺の範囲（0.2950m～0.2960m）に収まる。

**条坊路交点の位置** 左京四条二坊十五坪を囲む条坊路心の交点は、東一坊大路・二条条間大路の交点から、東へ1350尺(3坪分)と1800尺(4坪分)、南へ3150尺(7坪分)と3600尺(8坪分)の位置に、朱雀門心から東へ3150尺(3坪分)と3600尺(4坪分)、南へ2330尺(5坪分+80尺)と2780尺(6坪分+80尺)の位置にある。そこで各交点の座標を求める方法として二通りがある。まず、東一坊大路・二条条間大路の交点の座標と造営基準尺0.2950mを用いる場合、他方朱雀門心の座標と造営基準尺0.2957mを用いる場合である。この二通りについて計算を試みた結果がtab. 4である。両者の差は東西方向で0.12~0.20m、南北方向で0.13~0.19mと大差ないので、ここでは前者の値を採用しよう。

**坪の規模** 坪の4隅の位置を求めるには、十五坪を囲む条坊路の幅員(無溝心々距離)が必要である。十坪との坪境小路の幅員は、左京三条二坊十坪・十五坪間の坪境小路と同幅とみなせば6m(20尺)である。十六坪との坪境小路幅も6mと仮定する。従来の所見では、条間路の幅は20尺ないし30尺であり、東二坊大路の幅は60尺ないし80尺と推定され一致しない。ここでは便宜的に条間路の幅を30尺、大路の幅を80尺と仮定する。したがって、十五坪の南北幅は坪の計画寸法450尺から条間路の幅30尺と小路の幅20尺の各 $\frac{1}{2}$ を減じた425尺、同じく東西幅は大路の幅80尺と小路の各 $\frac{1}{2}$ を減じた400尺となる。

**調査区の位置** 以上の条坊道路の計画値を基に、第1次・第2次調査区が十五坪で占める位置を復原したのがfig. 19である。両調査区はそれぞれ十五坪の北西部南半と北東部南半にあたる。なお、坪の東西2等分線は両調査区の間にあたり、未調査のため坪内区画施設の存否は不明である。坪の南北2等分線は第2次調査区のS B 3030の北側柱列のやや南にあたるが、坪内区画施設はない。坪の南北4等分線は第1次調査区の北拡張区の北外にあるため坪内区画施設の存否は不明である。なお造営基準尺が0.2950mより大きい場合は、この南北4等分線は北拡張区内に入るが、相当する構造は検出していない。

1 「奈良国立文化財研究所三十  
年史」1982 P.194~195

	X	Y
A	-146,679.400	-17,651.603
B	-146,812.149	-17,550.997
C	-146,811.543	-17,518.248
D	-146,578.794	-17,518.854

	X	Y
A	-146,679.215	-17,651.722
B	-146,812.279	-17,651.115
C	-146,811.672	-17,518.051
D	-146,578.698	-17,518.658

▲東一坊大路・二条条間大路交点の座標を基準に1尺=0.2950mで算出。

▼朱雀門心座標を基準に1尺=0.2957mで算出。

tab. 5 十五坪復原座標

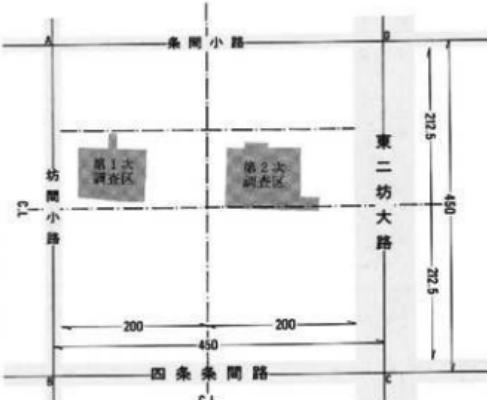


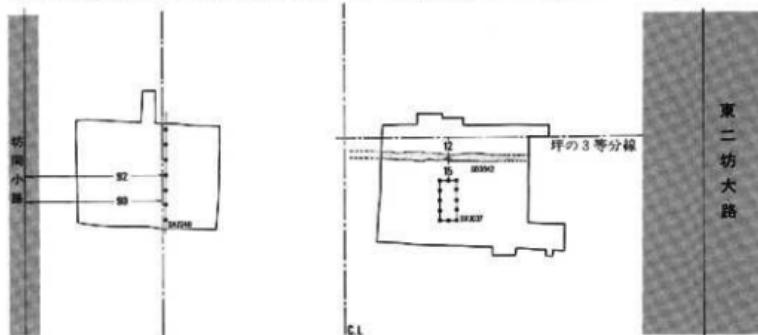
fig. 19 十五坪の占地概念図(単位 天平尺)

## 2 時期区分

前節で検討したように、今回の調査地は左京四条二坊十五坪の西北部南半と東北部南半にあたり、十五坪全体の約9.1%、約の面積を占める。坪全体からすると極めて限られた範囲の調査であるが、多数の遺構を検出することができた。これらの遺構と出土遺物を手懸りに、十五坪内における宅地の利用情況とその時期的な変遷を検討する。検出した遺構は、遺構相互の重複関係・配置状況・出土遺物の検討により、以下のA～Eの5時期に分けることができる (fig. 20～24)。

**A期の遺構** S A2240・S B3037・S D3042が属す。S A2240は宅地内を東西に区画する塀で、十坪との坪境小路心想定位置から約27.2m (92尺) 東にある。この距離は坪の計画寸法450尺の $\frac{1}{3}$ に近い。調査区内では、この塀の東西に建物がなく空閑地となっている。S D3042は坪の想定南北3等分線の南約3.6m (12尺) にあり、S B3037はS D3042の南約4.5m (15尺) にある。第2次調査区内には、この建物以外に該期に属す建物はなく、閑散としている。A期の年代を直接に示す手懸りはないが、B期との関係から奈良時代初頭と考える。

**B期の遺構** S B2220・S B2230・S B3035・S B3040・S B3045・S A3031・S A3041・S K3027が属す。第1次調査区には東西棟建物が2棟あり、その配置には次のような規則性がある。すなわちS B2230の桁行の中心線は、十坪との坪境小路心想定位置から東26.9m (91尺) にあり、この距離は坪の計画寸法450尺の $\frac{1}{3}$ に近い。S B2220の西妻柱筋はS B2230の桁行中心線の西13.2m (44.5尺) にあり、条坊の東西10等分線上にほぼ乗る。また、S B2230の桁行柱間は不明であるが仮に9尺とすると、S B2230とS B2220の棟通り間の距離は13.3m (45尺) となり、この数値も坪の計画寸法450尺の $\frac{1}{3}$ である。第2次調査区では、建物3棟を比較的の雑然と配置する。S B3035はS B2230と北側柱筋をほぼ揃える。S A3032はS B3035の北3m (10尺) にあり、西端をS B3035の東妻柱筋に揃える。S B3040はS B3050と南北方向で2.7m (9尺) 離れる。S A3041はS B3035の北10.5m



(35尺)にある。S B 3045はS A 3041の北4.2m(14尺)にあり、東側柱筋をS A 3041の東端に揃える。B期の年代はS B 3035・S B 3045の廃絶年代を示す土器からみて、奈良時代前半と考える。

**C期の遺構** S B 2200・S B 2210・S B 3039・S B 3051・S A 3036が属す。第1次調査区には礎石建物S B 2200・S B 2210がある。両者の配置には次のような規則性がある。すなわち両者は南面の柱筋を揃え、建物の間隔は柱心々で5.9m(20尺)である。S B 2200の棟通りは十五坪の南北2等分線の北約15.2m(51.5尺)にある。S B 2210の東側柱筋は十坪との坪境小路の東側溝心想定位置から東約15.2m(51尺)にあり、これは十五坪の東西長400尺の約 $\frac{1}{3}$ である。S B 2200が5間であれば、桁行の中心線は坪境小路東側溝心想定位置の東約29.9m(101尺)にあり、これは十五坪の東西幅の約 $\frac{1}{3}$ である。S B 2200が5間以上(7間)としても、両礎石建物は坪内に計画的に割り付けられていることがわかる。第2次調査区では建物2棟をL字形に配置する。S B 3039はS B 2200と北面の柱筋をほぼ揃え、西側柱筋がS B 2200の西妻柱筋の東約47.7m(160尺)にある。S B 3050はS B 3039と東西方向で3.5m(12尺)、南北方向で1.9m(6尺)離れ、桁行の中心線がS B 3039の棟通りの東約12.1m(41尺)にある。S A 3036はS B 3050の南7.5m(25尺)にあり、全長がS B 3050の桁行長とはほぼ一致する。C期の年代はS B 2200・S B 2210の掘込地業の築土中から出土した土器からみて奈良時代中頃である。

**D期の遺構** S A 3031・S B 3038・S K 3043が属す。第1次調査区ではS B 2200・S B 2210が存続する。第2次調査区では建物1棟・塀1条がある。S A 3031は第1次調査区には及ばないが、S B 2200の南側柱筋の東延長線の南5.9m(20尺)にある。S B 3038はS A 3031と南北方向で約3m(10尺)離れる。S B 2200と北面の柱筋をほぼ揃え、東側柱筋がS B 2200の西妻柱筋の東約56m(190尺)にある。S K 3043は該期に掘られた壅芥処理用の土壙である。出土した土器からみてD期の年代は奈良時代後半である。

**E期の遺構** S B 3025・S B 3030・S B 3050・S A 3033・S E 3034が属す。第1次調査区

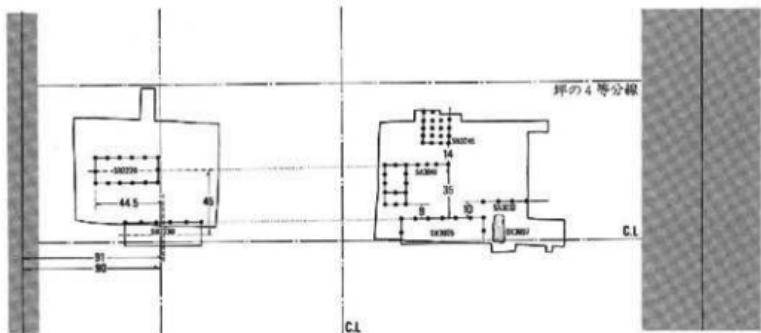


fig. 21 B期 遺構配置図(単位 天平尺)

では S B 2200・S B 2210が存続する。第2次調査区では建物3棟と塀1条を整然と配置し、その配置には次のような規則性がある。すなわち、S A 3033はS B 2200の南側柱列と筋を揃える。S B 3030はS A 3033 Aと柱筋を揃え、柱心々で9.4m(32尺)離れる。S B 3025はS B 3030と北面の柱筋を揃え、柱心々で4.5m(15尺)離れる。S B 3050はS A 3033 Aと柱筋を揃え、柱心々で12m(40.5尺)離れる。S B 3050とS B 3030とは東西の柱筋を揃える。S E 3034はS B 3050の中央正面にある。S E 3034のすぐ南側にあるS A 3033 Aの柱間がS E 3034の南正面にあたる部分のみやや広く、S A 3033 Bではさらに5.8m(20尺)と広いことから、ここに通路を設けていたと考える。このように、S A 3033をはさむ南北両区画内の施設を計画的に整然と配置していることから、S A 3033は宅地内を区画する施設であろう。E期の年代を直接に示す遺物はないが、D期との関係から奈良時代末以降と考える。

#### 宅地割の変遷 以上の時期区分に基き十五坪の宅地割について検討する。

A期ではS D 3042が問題となる。この溝は坪の南北3等分線の南約3.6m(12尺)にある。従来の所見では、坪内を区画する施設には、宅地内区画施設と宅地割施設がある。宅地割施設に坪内小路や溝があるので、S D 3042が宅地割施設の可能性がある。この溝は第1次調査区には及んでいないので、坪を東西に宅地割していたことになろう。ただし、この溝は坪を南北に4分ないし3分する想定線上には乗らないので、この点については今後の検討を要する。

B期には、S B 3035が坪の南北2等分線と確実に重複し、S B 2230も桁行2間以上であれば坪の南北2等分線と重複するので、坪の南北は一連の宅地とみなせる。一方、坪を東西に2分していたかどうかの直接的手懸りはない。S B 2220の棟通りとS B 3040の北妻柱列、およびS A 3041とかほば筋を揃え、S B 2230とS B 3035の北側柱列がかほば筋を揃えるので、これを同一の宅地内で建物を計画的に配置した結果とみなせば、坪を東西にも分割しておらず最低1町を占めたことになる。仮に坪を東西に2分している場合には、それぞ

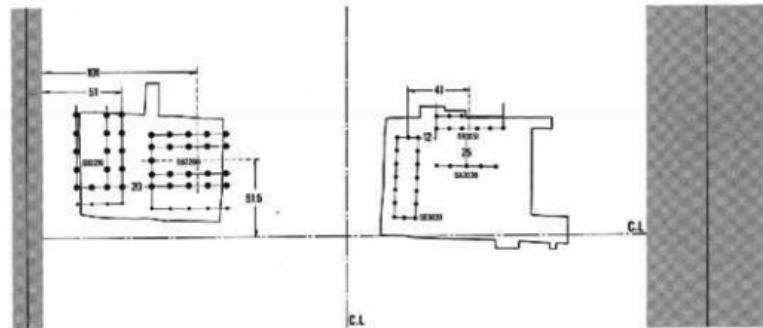


fig. 22 C期遺構配置図(単位 天平尺)

れ3町を占める宅地の可能性がある。ただし、第1次調査区北拡張区の北側に想定した坪の南北4等分線の位置での坪内区画施設の存否が不明のため、この点についてはなお検討の余地がある。

C期には大規模な礎石建物S B2200・S B2210が出現し、奈良時代いっぱい存続する。両建物が存在したC期～E期の宅地割については一括して述べる (fig. 24)。

S B2200の桁行柱間は不明であるが、5間ないし7間であろう。かりに5間とし、S B2200をはさんでS B2210と対象の位置にS B2210と同規模の南北棟建物（梁行10尺等間・片廂ないし両廂行き）を想定すると、その東側柱列と坪の東西2等分線との距離はわずか10尺ないし20尺である。S B2200が7間であれば、その南北棟建物は東廂の存否にかかわらず坪の東西2等分線と重複する。したがって、東脇殿相当の南北棟建物が存在する場合は、坪の東西は一連の宅地だったことが確実である。では東脇殿相当建物がない場合にはどうか。E期について調べると、S A3033Aを柱間寸法10尺等間で西へ延長すると、S B2200が桁行5間の場合は、10間目でその南側柱に取り付き、S B2200が桁行7間の場合はS A3033を10尺等間で西へ延長しても取り付かない。ただしこの場合は建物と塙との間に間口16尺の通路を想定すればよい。いずれにせよS A3033はS B2200と一体の可能性が高いので、E期には坪の東西は一連の宅地とみなせる。一方、S B3030・S B3025は坪の南北2等分線と重複し、坪の南北は一連であったことも確実であるから、E期の宅地は最低1町を占めたであろう。この情況はS B2200・S B2210が出現するC期まで遡りうる。

一方、S B2210の棟通りは十坪との坪境小路の東側溝心想定位置から30尺東に位置する。かりに坪境小路に面して築地を想定し、その規模を『延喜式』左右京職京程条にみられる大走3尺・垣基5尺とし、東側溝幅を3尺とすると、築地東縁は東側溝心の東9.5尺に位置する。もしS B2210に西廂を10尺の出で設けていれば、西側柱筋は築地とは接する。西廂がなくとも、軒の出を6尺とすれば建物と築地の軒先は接する。このことから、奈良時代中頃以降には十坪・十五坪間の坪境小路は宅地内に取り込まれ、東西に接する十・十

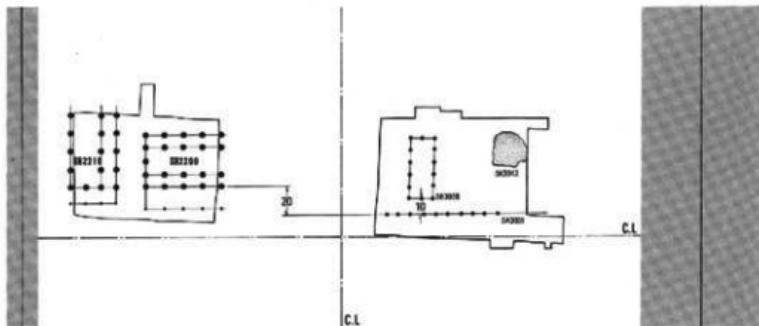


fig. 23 D期遺構配置図(単位 天平尺)

五坪の2坪は一連の宅地であった可能性が高い。

以上から、十五坪の宅地割の変遷をまとめてみよう。十五坪の宅地割は、奈良時代を通じて一定だったのではなく、おおきく2回の変化がある。奈良時代の当初、この坪は東西に二分され、そのうちの東半部はさらに南北に細分していた可能性がある。8世紀の前半にいたって最初の変化があるが、この場合二つのケースがある。その一は、前代の宅地割を踏襲するが二分されていた東西の宅地各々が2町をしめる場合。その二は、十五坪全体が一つの宅地となる場合である。8世紀の中葉にいたると、十五坪は隣接する十坪を含め了一連の宅地となる。この状況は8世紀末まで続くが、その下限年代が平安まで降るのか、奈良末でおさまるのか決め難い。なお、8世紀中葉以降の宅地が十・十五坪の2町なのか、さらに大規模なのかという点の解決は、今後の調査を待たねばならない。

さて、以上の宅地の変遷はどのように解せるであろうか。この場合も二通りの解釈ができる。すなわちその一は、奈良時代の初頭からいた居住者（ないし一族）が次第に宅地を広げていったとする解釈。他方は、8世紀の初頭と中葉（あるいは前半）では、宅地のあり方も、面積も全く違うので、この間に居住者の交替を考える解釈である。ここで、これまでの検討結果や、従来の京内調査の所見からすると、後の解釈が合理的であろう。その居住者は、最低2町の宅地を給される者として、四位ないしそれ以上の高位者を考えなければなるまい。それがただちに、通説の藤原仲麻呂か否かを決める直接の手懸りはない。ただし、藤原仲麻呂は天平18年（746）に従三位、天平勝宝2年（750）に従二位に進む。史料に「田村第」がはじめて見えるのは、この2年後の天平勝宝4年（752）であって、十坪が隣接の坪を含んだ大規模な宅地となつた時期と、ほぼ一致することもまた事実である。しかし、田村第推定地は広く、調査地はあまりにも小さい。ここでは、いたずらに結論を急ぐよりも今回の調査成果とその問題点を明確にし、後考を持つことにしよう。この地が田村第の故地であるか否かは、今後の調査の進展（非常な努力を要する）によって、自ずから明らかになるであろう。

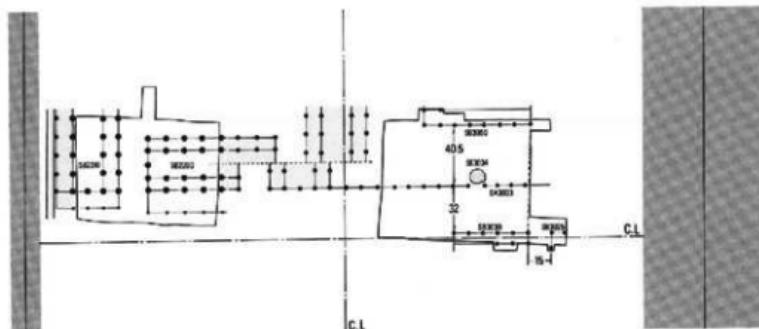


fig. 24 E期遺構配置図(単位 天平尺)

### 3 京の宅地割と建物配置 (fig. 25)

平城京には貴族・官人から一般庶民にいたるまで多数の人々が居住した。近年の平城京の調査の進展によって、文献史料からは何ができるか判明してきた。ここではこれを集成し、宅地割と建物配置型の変遷について検討しよう。

**宅地の規模** 藤原京・難波京では、貴族官人に対し宅地を班給した明文規定が残っている (tab. 1)。藤原京では官職・位階および戸口の多少により、また難波京では位階に応じて班給した宅地の面積が異なる。平城京でも類似した方法で宅地を班給したのであろうが、その実体を直接に示す史料はない。官人の位階と宅地規模とが共に伴する例は奈良時代末前後に数例あるが、両者は整合的に対応せず、それらから宅地班給基準を復原することは困難である。また基本的問題として、平城京に居住した官人が宅地を伝領したのか、地位の変化とともに宅地を替えられたのか、かりに宅地を伝領しても位階の変化とともに規模を改めたのか、などの点が明確ではないから、ある時点での居住者の位階と宅地規模とが直接的に結び付く保障がないことに注意すべきであろう。

発掘調査で実際に存在が知られた宅地規模は、4町・2町・1町・½町・¼町・⅓町である。時期別にみると、奈良時代初頭には4町～½町の各規模がある。½町の小規模宅地がすでに存する点が注目される。これは藤原京で班給したとされる最小規模の½町よりさらに小さい。藤原京の宅地の実態が発掘調査で十分解明されているわけではないので問題はあるが、平城遷都当初から藤原京と異なる基準で宅地を班給した可能性がある。奈良時代中頃には2町～½町の各規模が存続し、さらに⅓町が加わる。この⅓町宅地の出現は宅地班給基準の変化を示すのであろうか。奈良時代末には2町～⅓町があるが、½町以下の小規模宅地の存否は今後の検討をする。なぜなら文献史料の検討から、奈良時代末に½町以下の小規模宅地が存在した可能性が唱えられているからである。つぎに、共時的に存在する宅地の規模を調べると、奈良時代初頭～後半に至るまで2町～⅓町 (½町) の各規模が存在し、2町以下順次半減の関係にある。これは、藤原京で班給した宅地の規模が4町以下½町まで順次半減し、難波京でも1町以下½町まで順次半減するのと同様である。ランクが下がることに班給する宅地の規模を半減させる方法とみれば、その点では藤原京・難波京と同じ方式で宅地班給を行なったと言えよう。ただし、位階と宅地規模との対応関係が判然とせず、宅地班給基準を確定するには至らない。統いて、1つの坪内の宅地規模の通時的变化を追跡すると、併合拡大する例が半数を越え注目される。平安京においては、権勢家が次第に邸宅・苑池を拡大占有していく。平城京においても同様の現象が生じた可能性があるが、この宅地規模の変化が居住者の交替を示すのか、居住者の地位の変化を示すのか不明確であるので、この点は今後の検討を要する。

**宅地割の変遷** 1町本満の宅地は、坪を溝・道路などの施設で分割して設けている。この分割の具体的方法について検討しよう。すでに、文献史料の検討によって、奈良時代末には⅓町を単位とする宅地割が存在し、二行八門十六戸制が成立していたと推定されている。

宅地の位置		宅地規模と建物配置型の変遷					
		奈良時代初等	前半	中頃	後半	末	平安時代初頭
	一 条二坊十二・十三坪 二 条二坊 九・十六坪 一 条三坊十三坪	H	麻原不比等・光明子				
	一 条三坊十五・十六坪	S B O 3春被期開中1町以上					
	二 条二坊十二坪	Ø N=H (長屋王?)					
	二 条二坊十三坪	Ø		Ø 不明			
	三 条一坊十四坪	G?	Ø	L?	Ø	G?	
	三 条二坊三坪	時期不詳2町以上					
	三 条二坊六坪	不明 Ø	Ø L=K	Ø 不明			
左	三 条二坊九坪	主屋南北棟					
	三 条二坊十五坪	不明 Ø	Ø L=K				
	三 条四坊七坪	N Ø	主屋東西棟	主屋南北棟	Ø 不明		
	四 条二坊一坪	I Ø Ø Ø	N Ø				
	四 条二坊三坪	Ø H=K (市原仲納呂?)					
	四 条二坊十・十五坪	Ø Ø Ø Ø Ø Ø	L=K	(市原仲納呂?)			
	四 条三坊十二坪	時期不詳2町以上 K?					
	四 条四坊九坪	名一町 Ø 另町以上 Ø L=K					
	五 条一坊一坪	N Ø					
	五 条一坊四坪	L Ø町					
	五 条二坊十四坪	Ø K Ø					
	八 条三坊九坪	3町 I Ø 3町 G-B-L Ø G-G-G 不明					
	八 条三坊十坪	Ø Ø Ø Ø Ø Ø					
	九 条三坊三坪	N=H=K Ø					
	北 院二坊二・三坪	L=K Ø Ø	L?	Ø 不明			
右	二 条二坊十六坪	L? Ø 北半另町以下	Ø 南半另町以上 Ø				
	五 条二坊八・九坪ないし 九・十坪ないし	(新田道根王)					
京	五 条四坊二坪	G 另町以下 Ø					
	八 条二坊十二坪	另町ないし Ø町以下					
	大中臣清麻呂						宝龟2(771)年～右大臣・4町?
	紀 部 長						延暦23(804)年・從三位・1町
	広 上 王						神護景雲4(770)年・從五位下・1町
	石川四足						弘仁7(816)年・正六位上・1町
	多治比弟並						延暦23(804)年・從六位上?・1町

fig.25 京の宅地割と建物配置

宅地割の変遷					文 献
初期	前半	中頃	後半	末	
					太田鉢太郎「法華寺」「大和古寺大観5」 1973 「奈良市埋蔵文化財調査報告書昭和56年度」 1982 『平城宮発掘調査報告』 1975 『平城京左京二条二坊十二坪発掘調査現地説明会資料』 1985 『平城京左京二条二坊十三坪の発掘調査』 1984 『奈良国立文化財研究所年報1968』 『平城京左京三条二坊三坪発掘調査報告』 1984 『平城京左京三条二坊六坪発掘調査概報』 1976 『奈良市埋蔵文化財調査報告書昭和54年度』 1980 『平城京左京三条二坊』 1975 『平城京左京三条四坊七坪発掘調査概報』 1980 『昭和59年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』 1985 『昭和57年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』 1983 本 報 告 『昭和57年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』 1983 『平城京左京四条九坪発掘調査報告』 1983 『平城京左京五条一坊一・八坪発掘調査現地説明会資料』 1984 『昭和49年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』 1975 『奈良市埋蔵文化財調査報告書昭和54年度』 1980 『平城京左京八条三坊発掘調査概報』 1976 同 上 『昭和57年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』 1983
					『奈良国立文化財研究所年報1978』 『平城京右京二条二坊十六坪発掘調査概報』 1982 岡田英男「古代邸宅造跡の測定と研究」『月刊文化財242』 1983 『平城京右京五条四坊三坪発掘調査概報』 1977 『平城京西市跡』 1982
					岩本次郎「右大臣大中臣清麿の第」『日本歴史』319 1974 大井薰二郎「平城京と条坊制度の研究」 1966 同 上 同 上 同 上 同 上
宅 地 面 模		建 物 配 置 型			
■	■	G	單 行 型		
■	■	L	し 字 型		
■	■	N	二 字 型		
■	■	H	左 右 对 称 列 型		
■	■	K	左 右 对 称 ロ 字 型		

これは、1町を東西に2分、南北に8分し、8区画2列計16区画の宅地を割出す制度で、平安京では四行八門三二戸制に移行したとされている。発掘調査でも奈良時代中頃に遡る1町の宅地が発見され、この仮説に有利となっている。しかし、明確な1町宅地の検出例は今の所他になく、発掘調査成果からみる限り、十六戸制がどの程度一般化していたかは疑問である。そこで、発掘調査で存在が判明した宅地割を集成すると、多様なあり方が何える。坪を分割する方法を整理しよう。坪を2分する方法は東西方向・南北方向の2通りがある。坪を4分・8分する方法もそれぞれ2通りある。1つは東西に2分したうえ南北に2分ないし4分する方法、他は坪を東西に2分せず南北にのみ4分ないし8分する方法である。16分する場合は、東西に2分したうえ南北に8分している。そのほか、坪を東西に4分する例（左京八条三坊上坪）、南北に2分したうえ北半部のみ東西に2分する例もある。宅地割に関する文献史料が比較的多い奈良時代末の様相が明瞭でない点で問題はあるが、奈良時代を通じて上述の各方式の多くが存在しており、特定の方式（就中、二行八門十六戸制）が卓越していく情況とは認めにくい。宅地割の施設が遺構として残りにくい場合も想定できるので、今後は京の小規模宅地の様相に十分注意を払う必要があろう。

**建物配置型** 京の宅地の建物配置はいくつかの型にまとめられる。黒崎直氏・平良泰久氏の案を参考に、雁行型・L字型・二字型・並列型・コ字型を設定しよう。それぞれ、棟方向を描いた建物2棟が柱筋をやや連れて横ないし前後の位置に斜めに連なる型、建物2棟が棟方向を直向させつつ相近接して存する型、東西棟2棟が中軸線を一致させつつ南北に並ぶ型、東西棟の主屋の東西に東西棟の脇殿を並べる型、東西棟の主屋の前側方に南北棟の脇殿を対面させる型である。これらの型の相違にはどのような意味があるのだろうか。

fig. 25によると宅地の規模と宅地内の中心的建物の配置型との間には相關関係がある。すなわち、1町以上の宅地にはコ字型・並列型・二字型が多く、1町以下の宅地にはL字型・雁行型が多い。例外はあるが、大きな傾向は認めてよい。したがって、かりに規模の大小によって宅地にランクの差があるとすれば、建物配置型にもランクがあると考えられる。ただし、これをただちに従来の説のように居住者の身分差とのみ結び付けることはできない。たとえば、大規模な宅地の場合、1つの宅地内でも中心部と周辺部とで建物配置型が異なり、中心部にはコ字型・並列型・二字型、周辺部にはL字型・雁行型が存する傾向がある。この場合も配置型間の相対的なランクの差は保たれているが、これは宅地の中心的住居と付属施設との機能差を反映したものであろう。したがって、坪の一部の発掘調査でL字型・雁行型の配置を検出した場合、その性格付けは慎重に行なう必要が生じよう。

以上のように、宅地割と建物配置の様相を通時的・共時的にしっかりと把握する方法を、増加する資料に適用・整理していくば、京の宅地の実態がより鮮明になっていくであらう。

1 松崎宗雄「平城京宅地割の一例」『建築史』2-6 1940

大井草二郎「平城京と桑坊制度の研究」1966

2 黒崎直「平城京における宅地の構造」『日本古代の都城と国家』1984

平良泰久「都城の宅地」『埋蔵文化財発掘調査概報1981』京都府教育委員会 1981

図 版



PL. 2 調査地周辺航空写真



PL. 3 調査地周辺航空写真

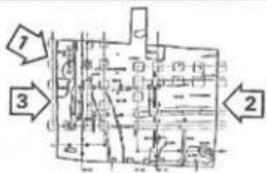


(1984年撮影) 6,500

PL. 4 第1次調査区全景



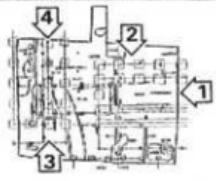
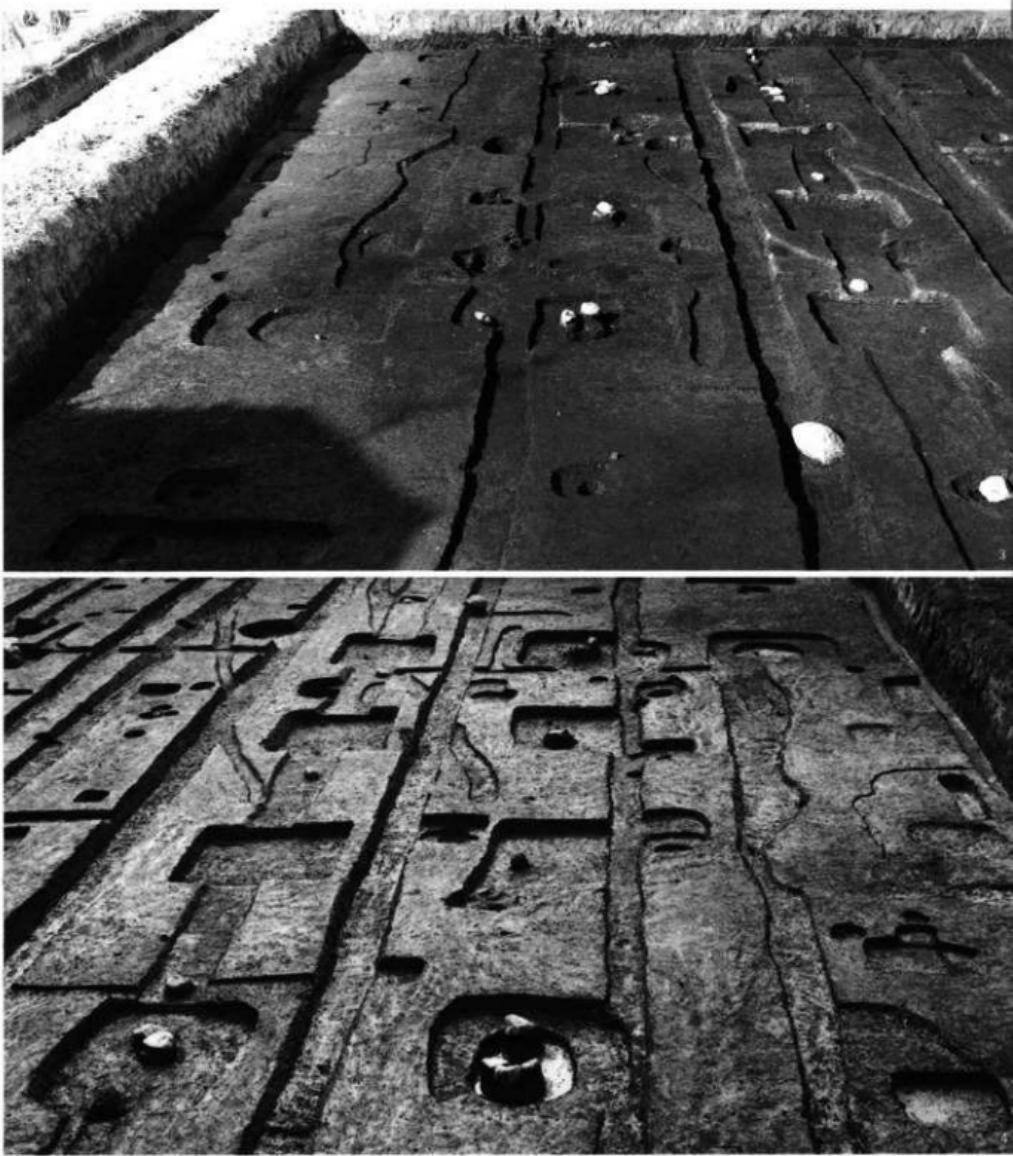
PL. 5 第1次調査区全景



PL. 6 碩石建物

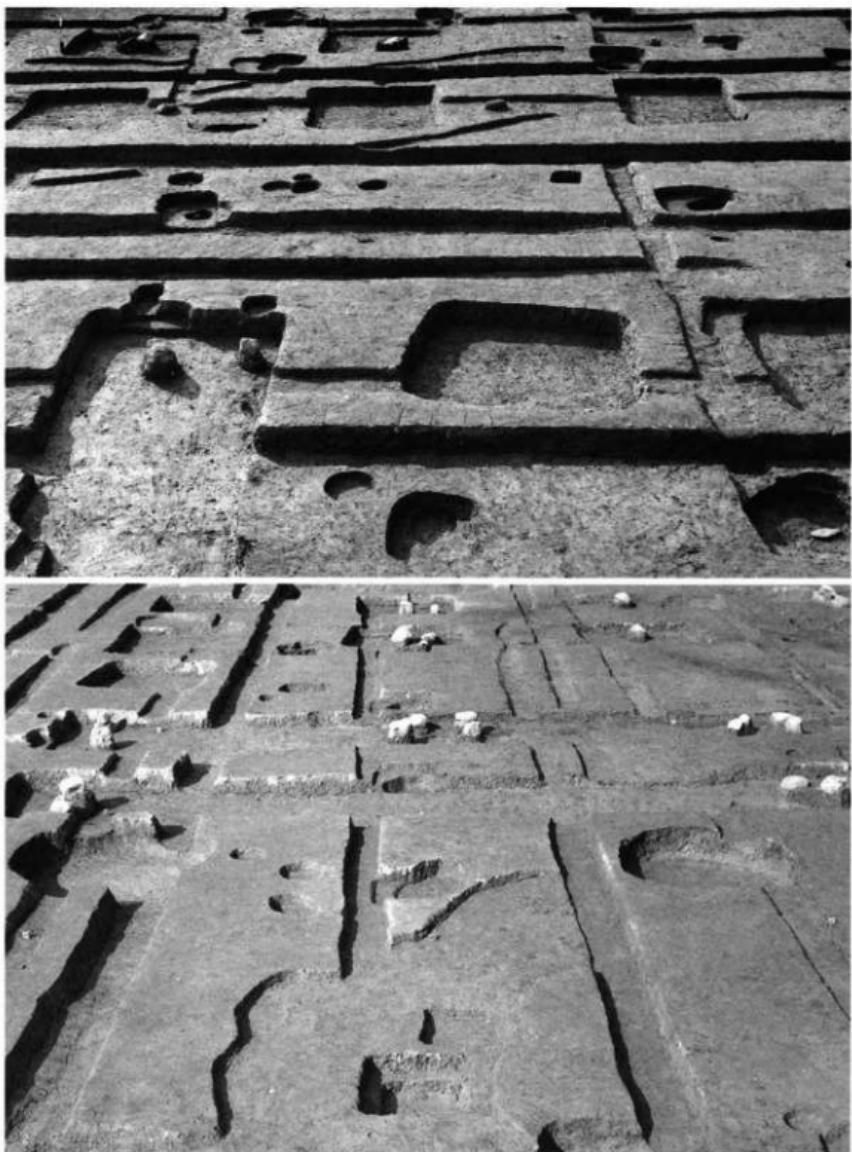


SB2200



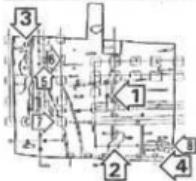
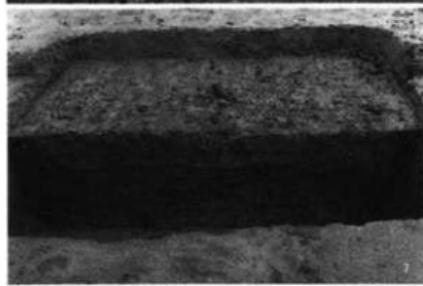
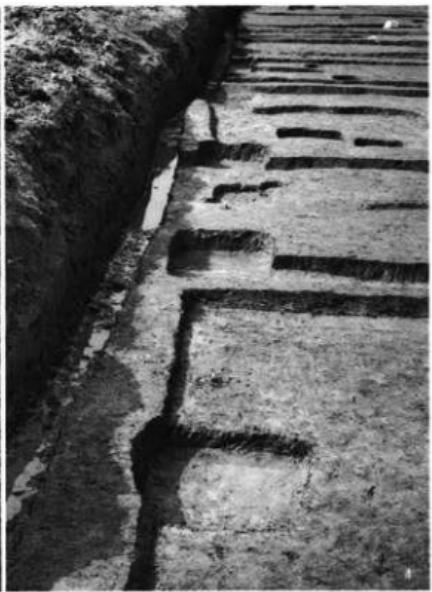
SB2210

PL. 8 挖立柱建物・塙



▲SB2220

▼SA2240



▲ SA2225

◀ SB2210

▼ SB2210

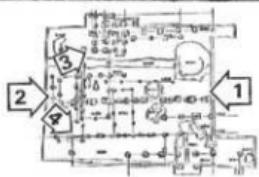
▲ SB2230

◀ SB2210

▼ SK2205

PL.10 第2次調査区全景

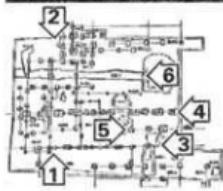




▲調査区北半部の遺構  
▼調査区南半部の遺構



調査区西半部の遺構



▲ SA3031  
▼ SA3032

▲ SA3033  
▼ SD3042

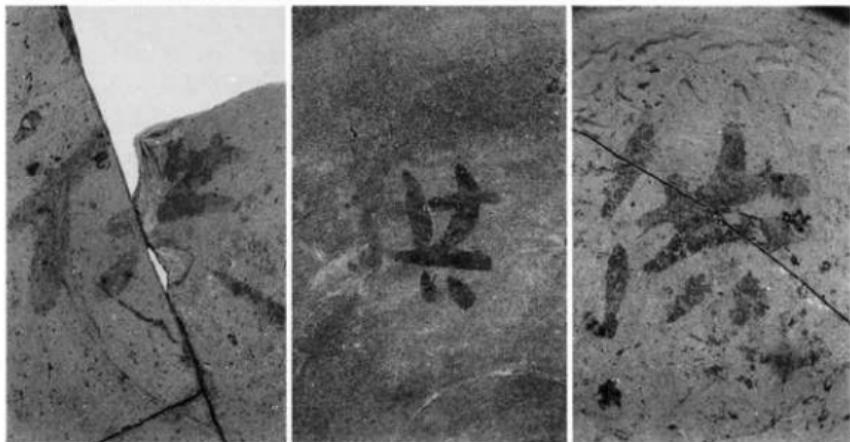
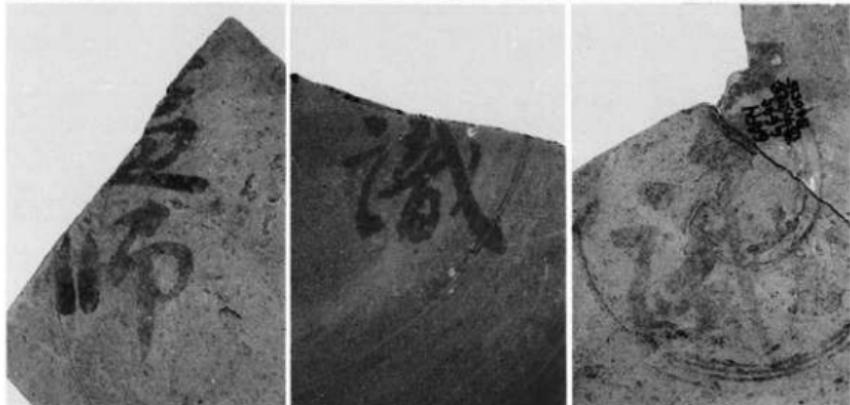
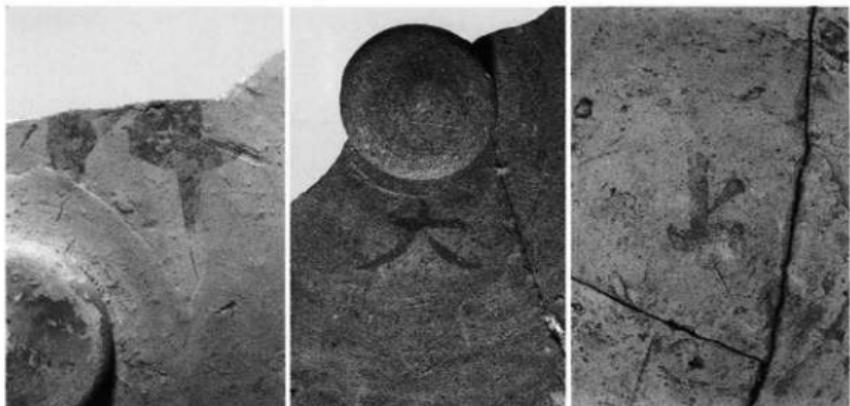
PL.14 造構出土須惠器



▲第1調查出土土器

►SK3043出土土器

▼SK3027出土土器





6225E



6348Ab



6227A



6275A



6663H



6663F



6691A



6760A



6721C



平城京左京四条二坊十五坊発掘報告

藤原仲麻呂田村第推定地の調査

1985年3月25日 発行

編集発行 奈良国立文化財研究所

奈良市二条町2丁目9番1号

印 刷 関 西 プ ロ セ ブ

京都府京都市山ノ内町ノ下町13

